



KARATSU
SHINKIN BANK
DISCLOSURE

2024



KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

ごあいさつ

皆様には、平素より唐津信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活、事業活動に影響を受けられた方に対し心よりお見舞い申し上げます。

本年もここにディスクロージャー誌「KARATSU SHINKIN BANK Report2024」をご報告させていただきます。本誌では、当金庫の経営方針や財務内容、組織、さらには地域貢献活動等につきましてご報告させていただくことを目的に作成いたしております。当金庫の業務内容をより一層ご理解いただくためのご参考になれば幸いでございます。

本年度、ウクライナやパレスチナにおいて地政学リスクが顕在化しており、予断を許さない状況となっております。一方、経済面では、欧米において地政学リスクを起因とする資源・穀物価格の上昇から引き続きインフレに加え、景気の回復傾向も続き、中央銀行においては金融引締政策を継続しております。

わが国では、新型コロナウイルス感染の終息から、社会経済活動の正常化が進み、国内のサービス消費や海外旅行者の増加によるインバウンド消費も回復するなど、緩やかな回復基調にあります。一方で、わが国では人口の減少と少子高齢化が進んでおり、労働力人口の減少が経済へ与える影響が懸念されております。

そのような状況の下、日本銀行は2024年3月の金融政策決定会合において「賃金と物価の好循環」から、「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状態に至ったと判断し、マイナス金利政策の解除など金融政策の正常化を決めており、比較的安定した経済成長が期待されています。

足下においても物価上昇、人手不足等は懸念されるものの、経済正常化に伴う需要環境の好転が予想され、地元唐津の経済も緩やかな改善が期待されています。

唐津信用金庫は昭和4年の創立以来、90年の歴史を刻んでまいりました。唐津地区に本店を置く唯一無二の金融機関として、その使命、とりわけ皆様の資金繰り支援・金融支援・経営支援について全力をもって全うするために努力してまいる所存であります。

今後も地域の皆様の信頼に応え、1世紀の歴史を迎るために役職員一丸となって努力してまいりますので、何卒、更なるご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



唐津信用金庫

理事長 富永裕一

当金庫の概要

創業	1929年（昭和4年）12月24日
本店所在地	佐賀県唐津市大名小路310番地の35
営業区域	佐賀県一円、福岡県糸島市、福岡市西区
出資金	229百万円
会員数	8,633人
預金積金残高	93,234百万円
貸出金残高	54,072百万円
常勤役職員数	101人
店舗数	8店舗

(令和6年3月末現在)





KARATSU SHINRIN BANK

DISCLOSURE

2024

目 次

DISCLOSURE CONTENTS

経営理念	3
唐津信用金庫行動綱領	3
組織図	4
令和5年度の事業概況	5
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7
地域利用者の利便性向上の取組み	10
文化的・社会的貢献活動	11
総代会制度	13
業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備	15
リスク管理態勢について	15
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	21
主要な業務内容の紹介	22
事業・サービスのご案内	23
沿革	25
令和5年度主なるできごと	26
信金中央金庫と信用金庫のネットワーク	27

●資料編

財務諸表	29
経営指標	34
その他の指標	38
自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）	39
自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）	43
店舗一覧	46



DISCLOSURE

2024

経営理念 唐津信用金庫行動綱領

経営理念

～親しみ・信頼・確かな未来～

実現に向けての具体的な4つのビジョン

① 信用金庫の特性を発揮します

② 経営の健全性を確保します

③ 経営体質の強化に努めます

④ 魅力ある職場を目指します

唐津信用金庫行動綱領

1. 地元で信頼される信用金庫

唐津信用金庫は、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2. 地元に貢献できる信用金庫

唐津信用金庫は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通して、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

3. 法令やルールを守る信用金庫

唐津信用金庫は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. わかりやすく、ふれあいのある信用金庫

唐津信用金庫は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

5. 従業員を大切にする信用金庫

唐津信用金庫は、従業員の個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

6. 環境にやさしい信用金庫

唐津信用金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

7. 地域社会に貢献する信用金庫

唐津信用金庫は、社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。

8. 反社会的勢力を受け入れない信用金庫

唐津信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

唐津信用金庫SDGs宣言

唐津信用金庫では～親しみ・信頼・確かな未来～を経営理念として掲げています。その実現に向けて2015年国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」達成への取り組みを通じ、地元の中小企業者や住民の多様化・複雑化する社会課題の解決と持続可能な社会の実現に努め、地域金融機関として当金庫のビジネスモデルを踏まえたうえで取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

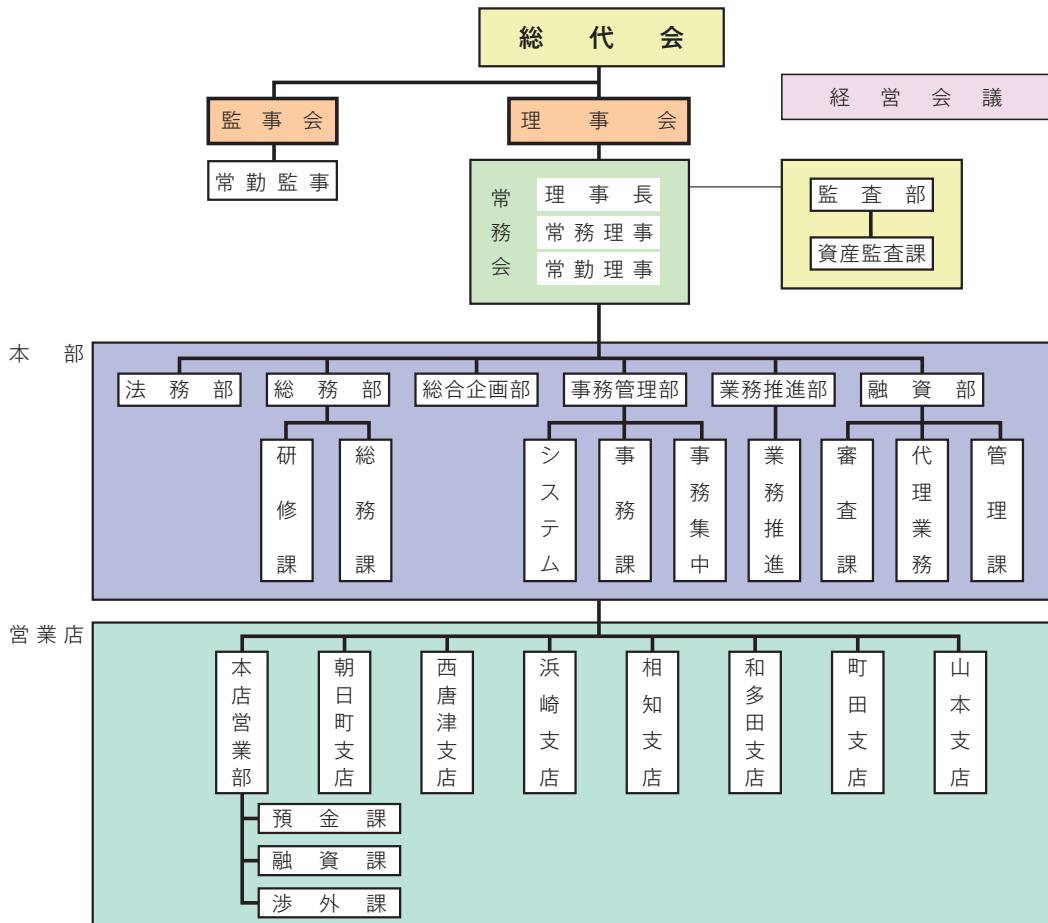


KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

組織図

組織図



役員

2024年7月1日現在

役職名	氏名	任期
理事長	富永 裕一	2026年6月総代会
常務理事	富永 祥治	2026年6月総代会
常勤理事	小川 弘章・加茂 蔵	2026年6月総代会
非常勤理事	小林 哲 ^(※1) ・井上 素仁 ^(※1) ・辻 省治郎 ^(※1)	2026年6月総代会
常勤監事	岩田 充浩	2025年6月総代会
非常勤監事	山下 正美 ^(※2) ・中島 幸利 ^(※2)	2025年6月総代会

※1 理事 小林哲氏、井上素仁氏、辻省治郎氏は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 山下正美氏、中島幸利氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員の状況

年	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
職員数	94人	94人	98人	93人	96人

KARATSU
SHINRIN BANK

DISCLOSURE 2024

令和5年度の事業概況

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

※2024年3月末現在

当金庫は、唐津・東松浦地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



事業の概況

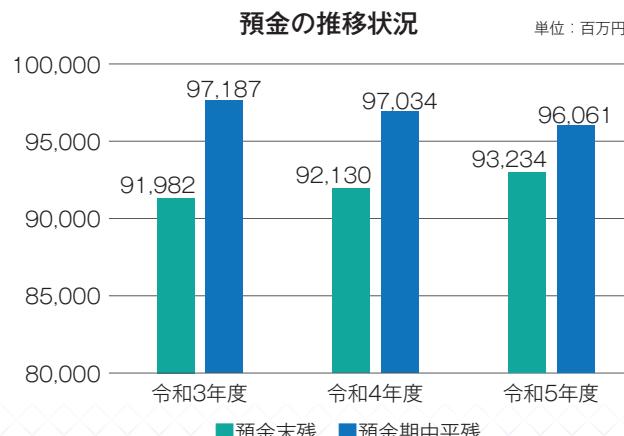
当金庫の令和5年度の業況は、預金面におきましては公金獲得を抑えたことから、年間平均残高は9億円減少し960億円(前期比1.00%減)、3月末残高では11億円増加し932億円(前期比1.20%増)となりました。一方、融資面におきましては、個人消費資金は減少しましたが、住宅資金、事業資金需要等に対応した結果、年間平均残高は5億円増加し539億円(前期比1.01%増)、3月末残高でも3億円増加し540億円(前期比0.68%増)となりました。また、リスク管理面を考慮し有価証券運用の年間平均残高を19億円減少させ247億円(前期比7.42%減)とする一方、預け金については、年間平均残高を8億円増加し196億円(前期比4.59%増)しております。

収益面では貸出金利息は利回りが下げ止まり、残高の増加も相俟って前期比8百万円増加し940百万円と増加基調へと転換しました。有価証券運用におきましては、投資信託解約益を50百万円計上したものの、残高の減少もあり有価証券利息は前期より28百万円減少し、実質的な利息配当金も254百万円に留りました。一方、預け金利息は残高の増加と利回りの改善から対前期比29百万円増加し65百万円となっております。

支出面では預金残高及び利回りは横ばいで推移し、預金利息は対前期1百万円減少と前期並みで推移しました。経費面におきましては、人件費は役職員の減少に伴い対前期7百万円減少し650百万円、物件費は店舗改修に係る費用の増加等により22百万円増加し334百万円となりました。その結果、税引前当期純利益は5百万円減少し148百万円、最終利益は10百万円減少し97百万円となりました。

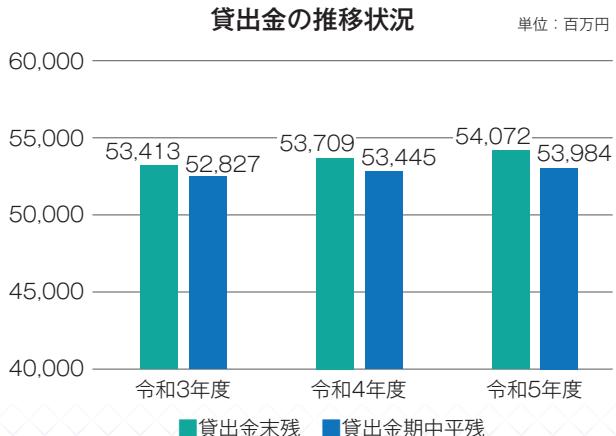
預金積金（地域からの資金調達の状況）

令和5年度の預金積金残高は公金獲得を抑えたことに加え相続等もあり期中平均残高は前期比973百万円減少の96,061百万円となりました。お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用として「安全に、確実に、気軽に」ご利用いただけるように、また、目的や期間に応じてお選びいただけますよう各種預金を取り揃えております。



貸出金（地域への資金供給の状況）

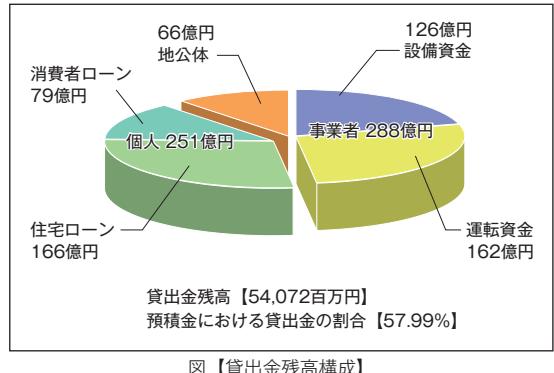
令和5年度の貸出金残高はお客様の資金ニーズに迅速にお応えした結果前期比363百万円増加の54,072百万円となりました。当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へでの融資を基本として、地元中小企業の健全な発展や豊かな暮らし、地域社会の繁栄に向けて、大口融資に偏重することのない、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。



貸出の運営方針

- ① 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
- ② 大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用頂けるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
- ③ 住宅資金や教育資金等の資金需要に対し、積極的に支援します。
- ④ 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

なお、令和5年度における当金庫の貸出残高は右図の構成となっております。
また、地元中小企業の資金ニーズに迅速に応えるべく、多くの専門担当者を配置し、きめ細かな融資推進ができる体制をとっております。



貸出以外の運用に関する事項

有価証券運用におきましては、現在の超低金利の状況に対応し、比較的安全な債券運用に加え運用の多様化を図り、投資信託等による運用ヘシフトし効率化を図っております。当年度の運用方針を定め、計画的に残高を積み増し収益の確保を図ってまいりました。また預け金につきましても定期預金を中心に運用等利回りの向上に努めました。今後とも安全で安定的な運用を基本として運用利回りの向上に努めてまいります。

余資運用残高42,878百万円

※余資とは有価証券、預け金、金銭の信託等のことをいいます。

収益に関する事項

収益状況におきましては、役務取引等収益・貸出金利息の増加により経常収益は前期比60百万円増の1,549百万円となりました。経常費用は、人件費が前期比7百万円減少、物件費が営繕費等の増加で前期比22百万円増加したことから、前期比70百万円増の1,400百万円となりました。

その結果、税引前当期純利益は対前期5百万円減少し148百万円となり、法人税が対前期5百万円増加したことから、最終利益は10百万円減少し97百万円となりました。

また、金融機関の本来的な収益力を示すコア業務純益は、238百万円となりました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務純益	137	171	127
コア業務純益	134	236	238
経常利益	138	159	149
当期純利益	134	107	97

単位：百万円

自己資本比率の状況について

金融機関の健全性を示す自己資本比率は8.40%となり、引き続き国内基準の4%を上回る高い健全性を維持しています。

当金庫では、資本の有効活用の観点から、適切なリスク管理のもと、地域のお客様に対する金融仲介機能の発揮に努めるとともに、経営の健全性維持と収益力の向上の両立をめざしています。

令和5年度は、不動産関連の事業性融資が増加したことから自己資本比率計算上の分母となるリスクアセットも増加し、自己資本比率は上記に止まりました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自己資本額	3,187	3,278	3,374
リスクアセット額	39,051	37,547	40,134
自己資本比率	8.16%	8.73%	8.40%

単位：百万円

当金庫では、積極的な引当により資産の健全性を維持しつつ、前向きの業務展開により安定的な収益確保を通して、地域の皆様のためのさらなる「地域密着型金融の機能向上」に努めてまいります。

KARATSU
SHINRIN BANK

DISCLOSURE 2024

中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給や事業運営に対する支援活動は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合や、お客様との対話の中で事業経営に関する課題を共有できた場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

新型コロナウィルス感染症の影響を受けている事業者に対する支援強化の取組み

- 保証協会新制度融資「伴走支援型特別保証制度」を活用した資金繰り支援に取組んでおります。
- 専門家派遣事業を利用した事業計画策定と、柔軟な条件変更対応による事業再生支援を行っております。

金融の円滑化

当金庫は、金融の円滑化を図るために理事会等において基本方針・金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定しました。また、事業資金・住宅資金ご利用者がより相談されやすいよう全営業店および本部（融資部）にご返済計画相談窓口を設置するとともに、これまで以上にきめ細やかにお客さまのご相談に対応していく態勢整備を行っております。

外部専門家との連携

当金庫は、お客さまの事業運営にかかる課題解決や経営改善について、より深度ある支援を行うため、専門性の高い中小企業診断協会や税理士集団等の外部専門家との間で中小企業の経営支援に関する覚書を交わし、連携を図っております。また、佐賀県の中小企業活性化協議会、地域産業支援センター、保証協会などの外部機関とも連携し、積極的にその事業の活用に取組んでおります。

他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

経営革新等支援機関の認定

当金庫は、平成24年8月に施行されました中小企業経営力強化支援法に基づき、会計等の専門的知識や実務経験を一定レベル以上有するものに対して認定される「経営革新等支援機関（認定支援機関）」の認定を平成24年11月に受けております。

人材の育成

当金庫は、お取引先の事業を的確に評価できるよう、職員の目利き力の向上を図るため、全国信用金庫協会や九州北部信用金庫協会など業界団体が主催する集合研修に積極的に職員を派遣しております。また、当金庫内においても外部機関と連携した勉強会を定期的に開催しております。

苦情・相談窓口の設置

お客さまからの当金庫に対する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

唐津信用金庫 法務部 電話番号 0955-73-2105
受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新規事業開拓の支援等新規融資への取組

新たに開業・創業または新事業展開に取組む取引先に対して、令和5年度中に行った融資実績は以下の通りです。

実行件数	融資実行金額
21件	129百万円

このほか、「担保及び個人保証に過度に依存しない融資」に向けた取組みとしまして、スコアリングモデルを活用した低金利の無担保事業性融資商品である【小口ビジネスカードローン「からっと」】を開発し、平成18年8月から取扱いを開始しております。

令和6年3月末現在の実績は以下のとおりです。

契約口座数	契約額	利用残高
226口	654百万円	173百万円

- 当金庫は「日本政策金融公庫」と業務連携・協力に関する覚書を締結しており、平成30年11月には協調融資商品「創業・事業承継応援資金スタンド・アップ」の取扱いを開始し創業支援を行っております。

成長段階における支援

当金庫は、お客様の販路拡大及びトップライン支援のため、ビジネスマッチング活動に取組んでおります。令和5年度の取組状況は次の通りです。

- 令和5年 9月 「第18回岡山県しんきん合同ビジネス交流会」へ参加 (1社)
- 令和5年 10月 「第8回しんきん合同商談会」へ参加 (12社)
- 令和5年 12月 「2023城南信金よい仕事おこしフェア」へ参加 (1社)

- 平成29年5月、佐賀県信用金庫協会に加盟する4金庫（唐津信用金庫・佐賀信用金庫・伊万里信用金庫・九州ひぜん信用金庫）は、経済団体「佐賀県中小企業家同友会」と中小企業支援に関する覚書を締結し、学習会の共同開催、しんきん合同商談会等への同友会加盟企業の参加促進などの活動を行っております。
- 佐賀県が平成29年度から推進し、金融機関・商工団体・中小企業診断士等の支援機関が一体となって実施している、企業の知的資産（強み・よかとこ）を見つけ出し事業承継円滑化に活用する「見える化支援」事業へ、今後の取引先支援ノウハウ取得等のため、当金庫職員も参加しました。
- 令和5年度の事業として、一般社団法人九州北部信用金庫協会を事務局として、開放特許を活用し地元事業者の本業支援を図ることを目的とした「信用金庫の『つなぐ力』を発揮した知的財産の普及事業」へ、今後の取引先支援ノウハウ取得等のため、当金庫職員も参加しました。

経営改善・事業再生等の支援

- お取引先の経営改善支援については、平成15年に「企業支援業務運営規程・要領」を策定し取組を開始しました。平成25年度からは本部内に「支援担当者」を設置し、当該支援担当者を金庫の窓口として、保証協会や県の改善支援センターの外部専門家派遣事業を活用し、経営改善計画策定からその後のモニタリングまで中小企業診断協会や税理士集団等の外部専門家と二人三脚で改善支援活動に取り組んでおります。

令和5年度の当金庫における取組み実績は次ページのとおりです。

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

		期初債務者数 (事業資金融資先) 令和6年3月末	うち 経営改善支援 取組先①	①のうち期末に債 務者区分が上昇し た先数②	①のうち期末に債 務者区分が変化し なかつた先③	①のうち改善計画 を策定した先④
正常先	1,200	1			1	1
要 注 意 先	うちその他要注意先	202	19	0	19	19
	うち要管理先	5	2	1	1	1
破綻懸念先	44	22	0	22	20	
実質破綻先	7	0	0	0	0	
破綻先	1	0	0	0	0	
合 計	1457	43	1	43	41	

債務者数・経営改善支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン・住宅ローンのみの先を含みません。

②には令和6年3月末の債務者区分が、令和5年3月末より上昇した先数を記載しております。

経営者保証に関するガイドラインへの取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を充分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	203 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	36.0%
保証契約を解除した件数	5 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件

4. 地域経済活性化への取組み等

地方自治体における地方創生への関与・取組みについて

地方創生に関する取り組みとしては、唐津市の「まち・ひと・しごと創生会議」へ委員を派遣し、平成28年9月に唐津市との間で「地方創生に向けた包括連携に関する協定」を締結しております。

更に、ジャパン・コスマティック・センターに正会員として参画するとともに、唐津コスマティック・クラスター整備構想策定委員会へも委員を派遣し、地域資源の活用や創業について金融面や経営支援の観点からお手伝いできる可能性について検討を進めております。

また観光面では、(一社)唐津観光協会に参画するとともに、県内金融機関とともに佐賀観光活性化ファンドに出資を行うなど、その振興へ向けたお手伝いを行っております。

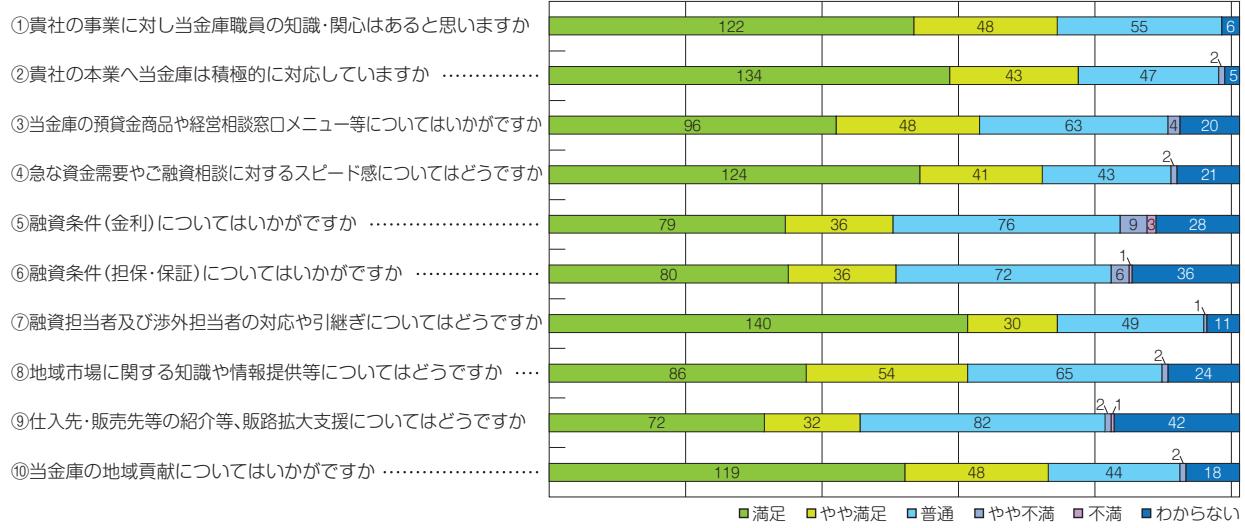
KARATSU
SHINRIN BANKDISCLOSURE
2024

地域利用者の利便性向上の取組み

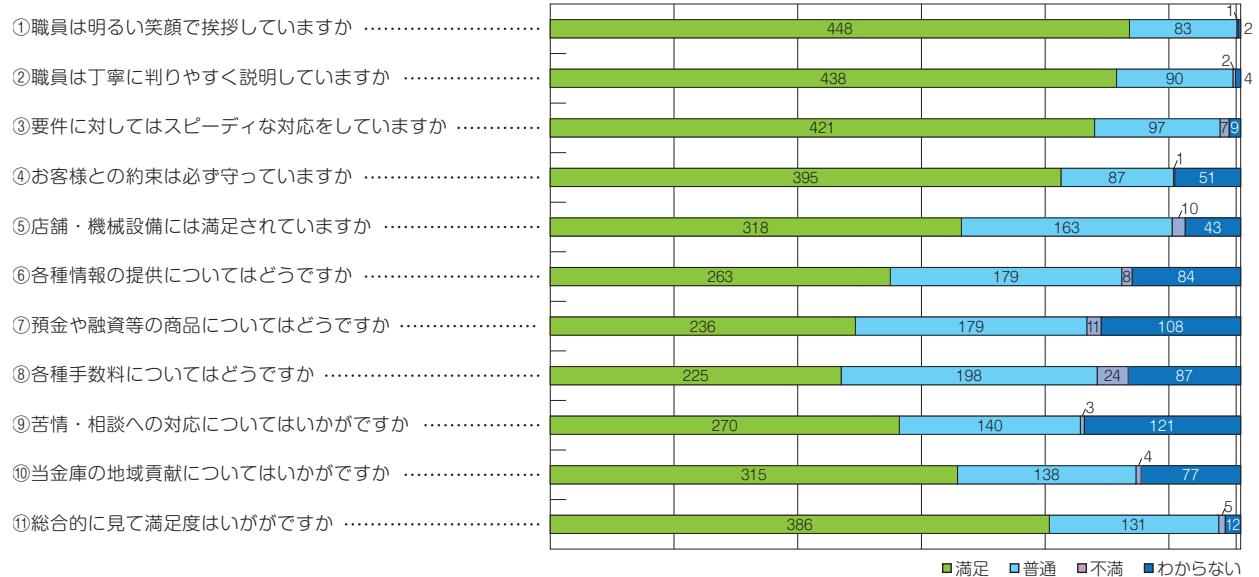
お客様満足度アンケートの実施と結果について

当金庫では、『地域密着型金融推進計画』に基づき地域利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立を目指しております。その一環として令和6年1月～2月に経営者と一般のお客様を対象にお取引の満足度という観点からアンケート調査を実施しました。その結果、次のようなご回答をいただきました。

1. 経営者における取引満足度アンケート結果【回答数231先】



2. 一般のお客様における取引満足度アンケート結果【回答数534先】



満足度調査結果におきましては、当金庫に対し概ね好意的なご意見をいただいておりますが、貴重なご意見・ご要望も多数いただきました。ご協力いただきありがとうございました。

唐津信用金庫はお客様の声を真摯に受けとめ、利便性・満足度の向上に積極的に取り組んでまいります。

KARATSU
SHINKIN BANK

2024

文化的・社会的貢献活動

文化的・社会的貢献活動

当金庫は地域社会の一員としてその経済・文化の発展に貢献できるよう地域の祭事やボランティア活動に積極的に参加しています。

虹の松原清掃活動



唐津が誇る国の特別名勝「虹の松原」の白砂青松の美しい景観の維持と、未来へと継承していくことを目指して、ボランティア清掃活動を毎年3回定期的に行ない、虹の松原の再生・保全活動に役職員一同で取組んでいます。

万年青会活動



当金庫の60歳以上のお客様で組織している「万年青会」の皆様を対象に、日ごろのご愛顧への感謝と、より一層親睦を深めることを目的に、「ゲートボール大会」(令和5年9月20日開催)や「しんきんふれあい旅行」(令和元年11月18～20日開催)等の各種活動を実施しています。

婦人バレー大会



地元企業として、唐津市内各地域の婦人層で組織されている婦人バレー大会の運営の一端を支援させていただいております。今年度で24回目の開催となり、参加7チーム、計90名の選手による熱い戦いが繰り広げられました(令和6年2月4日開催)。

グラウンドゴルフ大会



唐津市陸上競技場において26チーム130名の老人クラブ会員による唐津信用金庫杯「第13回唐津市老連グラウンドゴルフ大会」を開催いたしました(令和5年9月12日開催)。

唐信会チャリティゴルフ大会募金

令和5年10月に開催した「唐信会チャリティゴルフ大会」の募金を唐津市社会福祉協議会へ寄贈させていただきました。



人材雇用育成セミナー



必要な人材を採用すること、そして採用した人材を定着させる組織作りを学ぶことを目的としたセミナーを開催いたしました（令和5年9月6日開催）。

歳末助け合い募金



金庫役職員の募金を「歳末助け合い募金」として、「フード・エイドからつ」へ唐津産のお米にて社会福祉協議会へ寄贈させていただきました。奉仕活動の一環として46年間にわたり歳末助け合い募金に協力させていただいております。

唐津くんち歴代ポスター展開催



令和5年10月20日（金）より、当金庫本店営業部ロビーにおいて「唐津くんち歴代ポスター展」を開催いたしました。同ポスター展は、地域祭礼行事の活性化に寄与できればと開催したものです。来店されたお客様に大変好評をいただきました。

唐津湾イカダ大会へ参加



唐津市民の夏祭りとして定着した「唐津湾イカダ大会」へ今年も金庫職員で参加。唐津湾を舞台に大小40艇程度のイカダが力を合わせて一斉にゴールを目指します。イベントを通じ地域の活性化に貢献したいと考えています（令和5年7月30日開催）。

少年軟式野球大会・ボーイズリーグ大会の開催

青少年・少女育成事業として唐津信用金庫旗争奪とする「少年軟式野球大会」「ボーイズリーグ大会」を開催しました。明日の唐津を担う子供達の健やかな成長を願い、地元企業として少年野球・ボーイズリーグを支援しています。





KARATSU SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

総代会制度

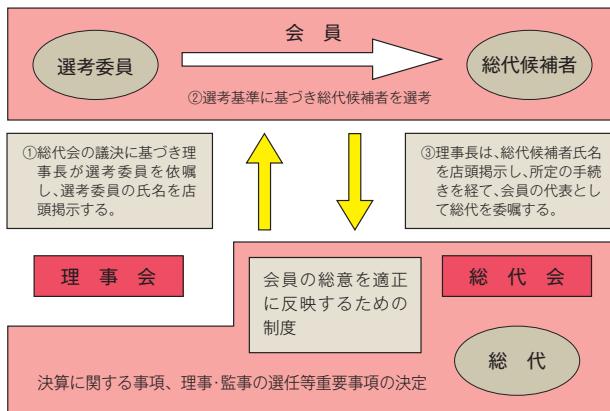
1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

<総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です>



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、70人以上100人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和6年3月31日現在の総代数は75人で、会員数は8,633人です。

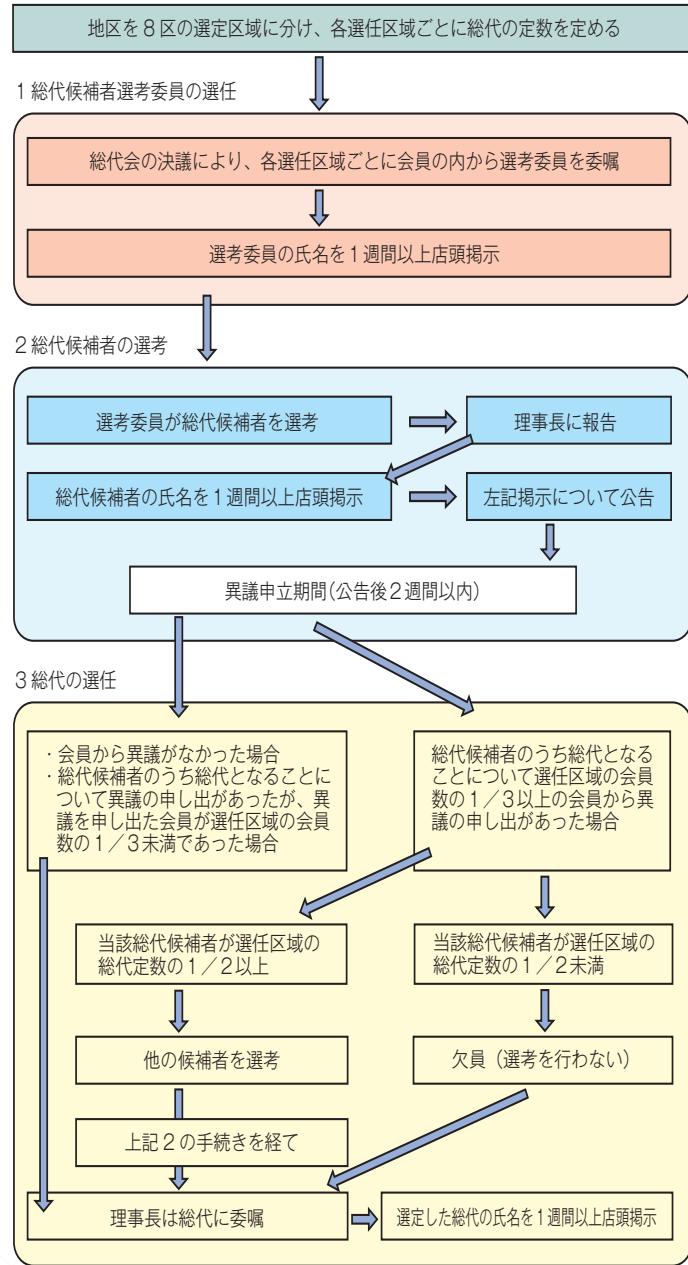
(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、右図の手続きを経て選任されます。

総代候補者の選考基準

1. 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
2. 適格要件
 - ・総代として相応しい見識を有している方
 - ・行動力があり、積極的な考え方のできる方
 - ・良識を持って正しい判断ができる方
 - ・人格、見識に優れ、金庫の発展に寄与できる方
 - ・地域における信望が厚い方
 - ・地域での居住年数が長く、人縁が深い方
 - ・金庫の理念、使命をよく理解し、金庫と密接な取引関係を有する方

(3) 総代選任までの手続き



3. 通常総代会・総代懇談会

(1) 第81期通常総代会

令和6年6月18日に、唐津シーサイドホテルにおいて開催いたしました当金庫第81期通常総代会において、次の事項が付議され、決議事項については原案通り承認可決されました。

- ①報告事項 第81期業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告監査報告

②決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第5号議案 理事全員任期満了につき選任の件
- 第6号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件



(2) 総代懇談会

総代の方々に当金庫の業務運営を説明し、ご意見をお聞きするために12月に総代懇談会を開催しています。総代懇談会では、上期の業務報告を行うとともに、総代の方々からのご意見を賜り、業務運営に反映するよう努めています。

4. 総代の氏名等

(令和6年3月31日現在)

本店区 17名	
水田 彰男	⑧
奥村 豊	⑨
藤山 英周	⑥
善田 基文	⑦
久保 英俊	⑥
中村 淳	④
村山 弘光	⑤
鈴木 謙一	⑦
野中 由美子	⑤
吉井 清隆	③
中山 忠幸	④
中江 章	⑦
山下 聰	①
山口 英輔	①
戸川 忠俊	④
山下 正雄	⑥
古賀 和裕	⑧

朝日町区 7名	
正野 保	⑧
井本 和磨	③
平野 直人	⑤
中村 耕喜	④
森田 淳	④
田邊 隆	④
亀山 達也	①

相知区 5名	
梶山 茂	④
山口 法男	③
小松 潤	①
田代 恒雄	⑥
大塙 勝夫	⑥

西唐津区 12名	
増本 義直	④
喜多島 俊一	⑥
大友 法文	⑥
樺島 保博	②
村崎 龍彦	⑦
太田 清勝	③
笠原 秀子	⑤
増本 一幸	①
中村 隆	⑤
吉村 司	⑤
伊東 青磁	④
鶴丸 修	②

浜崎・七山区 11名	
久賀 永雄	⑤
鬼木 正典	④
田中 友夫	⑥
村山 正浩	②
中村 栄助	⑥
吉森 広	⑦
太田 年一	③
牛草 耕輔	⑥
鬼塚 康成	②
石本 修一	②
佐々木 勇志	①

和多田区 11名	
平田 誠二	⑤
平田 和廣	④
坂本 慎一郎	③
宮地 昭博	⑥
中村 栄助	⑥
吉森 広	⑦
太田 年一	③
牛草 耕輔	⑥
鬼塚 康成	②
石本 修一	②
佐々木 智之	②

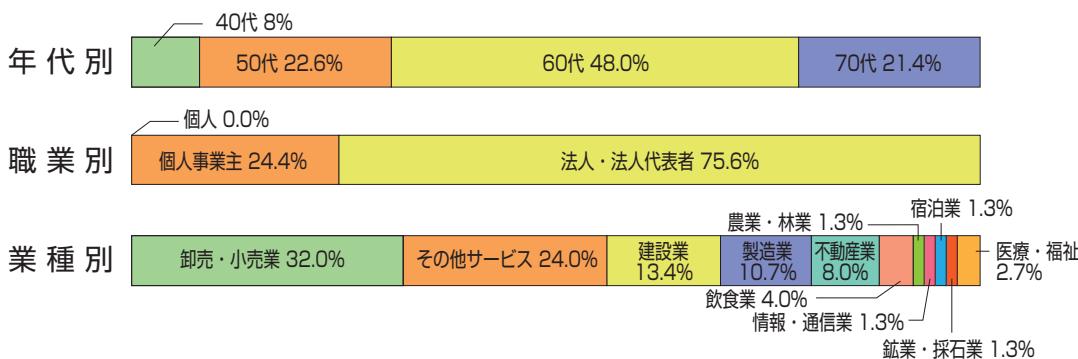
町田区 9名	
瀬戸 利嗣	⑤
松本 政廣	⑦
森 純二	④
中野 秀樹	④
成富 茂安	④
外尾 健	⑤
松本 清則	①
瀬戸 良輔	①
中山 亘	①

山本区 3名	
進藤 博史	③
峰 達郎	⑤
井上 祐嗣	②

総代数計 75

(注) 丸数字は総代の就任回数。

5. 総代の属性等別構成比





KARATSU SHINKIN BANK

DISCLOSURE
2024

業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備

唐津信用金庫は、業務の健全性・適切性を確保するための基本方針として、「内部統制基本方針」を定め、有効な内部管理態勢の確立に向け、「統合的なリスク管理態勢」および「法令等遵守態勢（コンプライアンス）」の整備に努めております。

内部統制システムの構築

1. 内部統制システム構築の基本方針について

以下に掲げた「内部統制基本方針」に則り、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための態勢

- ①法令等遵守の徹底を最重要課題の一つとして位置付け、「唐津信用金庫行動綱領」とこれに基づく「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部署」として法務部を置くとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、法務部との連携を図る。また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接、法務部に報告・相談等を行うことができる相談窓口（ホットライン）を設置する。
- ③監査部は、法令等遵守の状況について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ①理事の職務の執行状況に関する情報については、「理事会規程」「常務会規程」「文書保存規程」に基づき、文書（電磁的記録を含む）に記録し、保存・管理する。
- ②理事および監事は、これらの文書について常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢

- ①適正なリスク管理を実現するため、「（統合的）リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
- ②当金庫全体のリスクを一元的に管理するリスク統括部署及びリスクカテゴリーごとの主管部署を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能の強化を図る。
また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- ③リスク統括部署を「経営会議」とし、定期的に又は必要に応じて開催し、当金庫におけるリスクの状況把握を行い、対応を協議する。なお、リスク管理態勢に関する重要な事項は理事会にも報告する。
- ④監査部は、統合的リスク態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための態勢

- ①理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する態勢の基礎として、理事会を原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、予め常務会等において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ②理事会は全役員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員は、これらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行態勢を決定するものとし、必要に応じて常務会等において議論を行う。
- ③理事会は経営計画及び業務運営方針に関して定期的に検証すべき項目を定め、各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行う。
- ④理事は、会員及び預金者等のステークホルダーの理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ①監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- ②監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- ①監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- ②理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢その他の監事への報告に関する態勢

- ①理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
- ②理事会で決議された事項 ①常務会で決議された事項 ②当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ①経営状況について重要な事項
- ②内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ③重大な法令・定款違反
- ④公益通報の状況及び内容
- ⑤その他コンプライアンス上重要な事項
- ⑥職員は前項②から⑤に関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
- ⑦監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めるができるものとする。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための態勢

- ①監事は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、理事会、常務会及びその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事又は職員に対しその説明を求めることができる。
- ②監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うものとする。
- ③また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めるができるものとする。
- ④監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

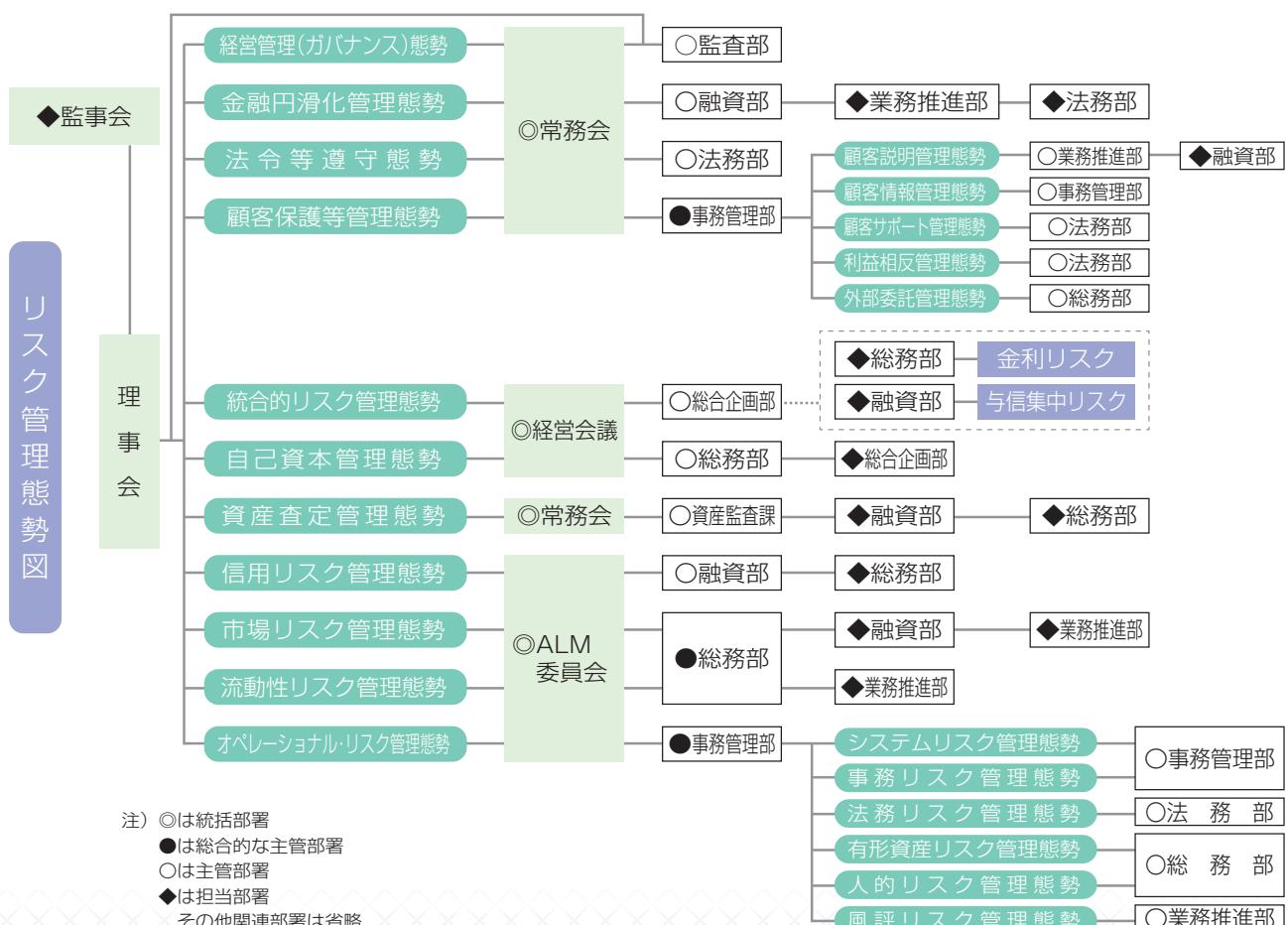
(付則) 当基本方針は、平成20年4月1日から実施する。

なお、当基本方針の改廃は、理事会の決議によるものとする。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当金庫は「内部統制基本方針」の実効性確保のため下記の施策を行っております。

- ◆毎月定期開催の理事会において法令等遵守状況の報告を行っております。
- ◆各部店にコンプライアンス担当者を任命し、主管部署の法務部により、定期的にコンプライアンス担当者会議を開催し、法令等遵守態勢構築に努めております。
- ◆監査部は毎期各部店の総合監査を行い、その監査結果は理事に報告されております。
- ◆毎期、監事による監事監査を実施し、理事の職務執行状況を検証しております。
- ◆毎週開催の「常務会」等において、担当部門よりリスク管理関連の報告を行い、対応を検討しております。



KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

統合的なリスク管理態勢

金融業務の自由化、金融商品の複雑化や金融システムの高度化にともない、金融機関を取巻くリスクは一段と複雑・多様化しております。このような金融環境の中で、質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが求められております。当金庫では業務の健全性・適切性の確保及び収益性向上の観点から、リスク管理を経営上の重点課題と位置づけ、「経営会議」を統括部署として統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを進めてまいります。

【統合的リスク管理】

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等）に評価したりスクを総合的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、業務の健全性・適切性の確保及び収益性向上を図るため、戦略目標、規模及びリスク特性等を踏まえ、必要と認められる適切なレベルの統合的リスク管理態勢の構築に向けた取組みを行っております。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オーバーランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、審査体制を厳格にするとともに営業部門への庫内研修や外部研修への参加、また本部による臨店指導等審査能力の向上を図っております。

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。なお、主な市場リスクとしては、「金利リスク」、「価格変動リスク」、「為替リスク」があります。

当金庫ではこれらの市場リスクに対応するため、「経営会議」や「ALM委員会」において経済、金利見通しに基づいた運用・調達方針を検討し、資産・負債のバランスを図り、収益性の向上、システム精度の向上に努めております。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができるなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク（市場流動性リスク）と、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）をいいます。

当金庫では市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを行なうことが極めて重要であることを認識し、態勢の整備及び実効的機能の確保に努めております。

【オペレーション・リスク管理】

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損害が発生しうるリスクのことです。オペレーション・リスクには、「事務リスク」「システムリスク」の他、「風評リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「法務リスク」などがあります。

当金庫では、経営の健全性の確保及び顧客保護の観点に立って、これらのオペレーション・リスクを極小化するために職員研修や各種規程等の整備、内部監査部門による監査を実施するなど、効果的な管理を行うように努めております。

【事務リスク管理】

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことです。

【システムリスク管理】

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動等システム不備等に伴い当金庫が損失を被るリスクや、情報資産の漏洩、紛失、改ざん等コンピュータの不正使用による人為的要因により、当金庫が損失を被るリスクです。

【風評リスク管理】

風評リスクとは、マスコミ報道、取引先等の評判、業務上のトラブル等様々な要因から当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等を招き、金庫経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクです。

【人的リスク管理】

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）から生じる労務問題、差別的行為（セクシャルハラスメント等）により当金庫が損失・損害を被るリスクです。

【有形資産リスク管理】

有形資産リスクとは、自然災害やその他の事象等により、保有有形資産に毀損・損傷が生ずるなど、当金庫が損失を被るリスクです。

【法務リスク管理】

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な取引慣行等から生ずる法的責任や信用失墜など当金庫が被るリスクです。

法令等遵守態勢（コンプライアンス）

当金庫は、金庫業務の健全性及び適切性確保の観点から、法令等遵守態勢の整備・確立が経営の最重要課題の一つであることを認識し、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を全うするため、「唐津信用金庫行動綱領」を定めるとともに、経営陣をはじめとする各役職員は、より高い倫理観、規範、道徳に基づいた公正で透明な業務活動を展開しております。

○コンプライアンスへの取組み

当金庫では、法令等遵守（コンプライアンス）に関する統括部署を法務部とし、本部および各営業部店には「コンプライアンス担当者」を配置しております。

法務部はコンプライアンスに係る企画・立案、推進及び実施状況の把握を行い、コンプライアンス担当者は、コンプライアンス実施状況を法務部に報告を行うなど、その実践に取り組んでおります。

また、コンプライアンスの統括部門として、コンプライアンスに関する各種重要事項の協議を行っており、協議した事項については、理事会および常務会等へ適切に報告を行っております。

お客様からの苦情等につきましては、営業店または法務部に担当者を配置しております。担当者は、お客様から寄せられたご意見や苦情等への対応を行うとともに、ご意見や苦情等の状況を法務部に報告を行っております。報告された事項は、コンプライアンス担当者を通じて各部署に周知を行い、再発防止に努めております。

顧客保護等管理態勢

当金庫は、預金者の皆様をはじめとして当金庫の業務を利用されている方々の保護及び利便性の向上の観点から、「顧客保護等管理方針」「利益相反管理方針」を定め、これらの態勢の整備・確立に努めております。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の利益を保護し、利便性の向上を図るために、以下の事項について誠実に取組み、お客様の立場にたった業務運営を行ってまいります。

1. 当金庫は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客様からのご意見や相談および苦情については、真摯に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めます。
3. 当金庫は、お客様に関する情報につきまして、業務上必要な範囲内で、法令等に従って適切に取得し、安全に管理します。
4. 当金庫は、お客様との取引に関連する業務を外部業者に委託する場合は、お客様の情報管理や対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当金庫は、当金庫との取引において、お客様の利益が不当に害されることのないよう必要かつ適切な措置を講じます。
6. その他、お客様の保護及びお客様の利便の向上のため必要と判断される業務の管理を適切かつ十分に行います。

※本方針において「お客様」とは当金庫をご利用されている方及びご利用されようとしている方をいいます。

※お客様保護等の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入れ、その他金融商品の販売、仲介、募集等の、お客様と当金庫の間で行われる全ての取引をいいます。

利益相反管理方針

当金庫は、お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、お客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、以下の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

(2) その他、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異常な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

ガバナンスについて

当金庫は、コンプライアンスとリスク管理を2本の柱として、ガバナンス体制（内部統制）を構築しております。健全なガバナンス体制を組織に定着させるため、コンプライアンス（法令等遵守）を統括する法務部と、金庫全体の業務運営やリスク管理を統括する部門である総合企画部、及び独立性が確保された内部監査部署である監査部を専担部署とし、組織を統括する体制としております。

○総代会 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。
詳細につきましては13ページ「総代会制度」をご覧ください。

○理事会 理事会は、金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督します。理事会は、法令又は定款の他、理事会規定に基づき運営されます。

○常務会 常務会は常勤理事で構成され、経営の基本的理念に基づいて、その全般的な執行方針を確立するため、経営に関する重要な事項を審議し、併せて業務執行の全般的統制を行うことを任務とします。

○監事會 監事會は、員外監事（信用金庫法第32条第5項に規定）2名を含む3名で構成され、独立の機関として理事の職務執行を監査することにより、会計監査に加え業務監査を実施しております。

情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）

① 基本方針策定の目的

当金庫は、金融機関としての社会的責任を果たすため、当金庫が保有する情報資産（以下「情報資産」という。）を適切に保護し管理しなければなりません。万が一にも情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざん（以下「漏洩等」という。）が行われ、または情報システムが災害、故障その他の理由により停止した場合には、当金庫の業務遂行に重大な影響が及ぶことはもとより、企業イメージが低下し信用が失墜することにより当金庫に多大な損失がもたらされ、地域の中小企業者や住民の方々に迷惑をおかけすることになります。このため当金庫は情報資産の安全対策に関する基本方針として、情報資産保護に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）を定めました。

② 基本方針の位置付け

本基本方針は、情報資産の保護に関する諸規程の最上位に位置するものであり、情報資産保護のための具体的施策に関しては安全対策基準をはじめとする関連規程・規則に定めるものとします。

③ 役職員の責務

当金庫の役職員（時間労働者、派遣社員、短期労働者を含む。以下において同じ。）は本基本方針が有効に機能するよう努めなければならない。

④ 管理体制

情報セキュリティの統括責任者として、情報セキュリティ担当役員を置き、情報セキュリティの維持管理を当金庫全体で統一的に行う体制を整備しています。

⑤ 監査態勢

情報資産が適切に保護・管理されていることを確認するため、監査部門による検証を行うこととしており、検証結果を情報セキュリティ統括責任者へ報告する態勢になっております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

宣言文については当金庫のホームページ (<https://www.karashin.co.jp>) にも掲載しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

KARATSU
SHINKIN BANK

2024

唐津信用金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または法務部で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

唐津信用金庫 法務部

住所：唐津市大名小路310-35
TEL：0955-73-2105 FAX：0955-74-5414
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、FAX、面談

*お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほかに、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記法務部にご相談ください。

（しんきん相談所）

	全国しんきん相談所 （（一社）全国信用金庫協会）	九州北部地区しんきん相談所 （（一社）九州北部信用金庫協会）
1. 住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-10-4
2. 電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
3. 受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00	信用金庫営業日 9:00～17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

- ⑤ 福岡弁護士会のほか、東京弁護士会等が設営運営する相談センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫連絡先「法務部」または上記「しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

（福岡県弁護士会仲裁センター等）

名 称	天神弁護士センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12（南天神ビル内）
電話番号	092-741-3208
受付時間	月～金9:00～19:00 土日祝9:00～13:00

名 称	北九州法律相談センター
住 所	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2（北九州弁護士会館内）
電話番号	093-561-0360
受付時間	月～金9:30～12:30、13:30～15:30

名 称	久留米センター
住 所	〒830-0021 久留米市篠山町11-5（筑後弁護士会館内）
電話番号	0942-30-0144
受付時間	月～金10:00～11:30、13:00～16:00

（東京弁護士会等）

名 称	東京弁護士会紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）9:30～12:00、13:00～15:00

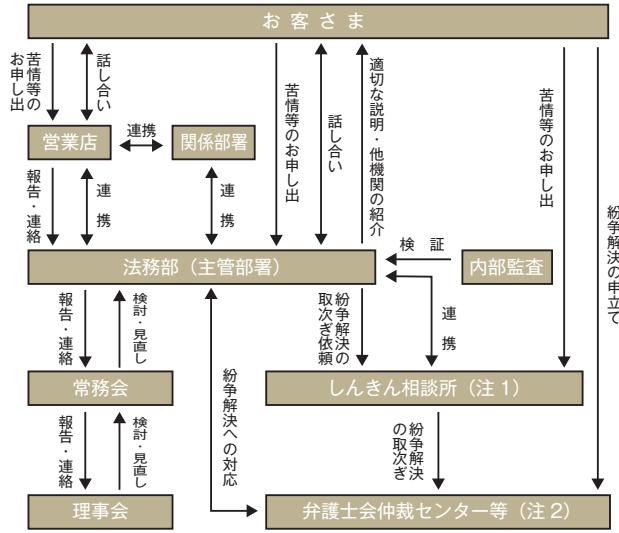
名 称	第一東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）10:00～12:00、13:00～16:00

名 称	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く）9:30～12:00、13:00～17:00

⑥ 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、法務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
【全信協注：規定例第6条第1項をもとに作成。】
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および法務部が連携したうえ、速やかに解決を図るように努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を法務部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けられていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



(注1) しんきん相談所▶全国しんきん相談所・九州北部地区しんきん相談所

(注2) 弁護士会仲裁センター▶福岡県弁護士会仲裁センター・東京弁護士会紛争解決センター・第一東京弁護士会仲裁センター・第二東京弁護士会仲裁センター

KARATSU
SHINRIN BANK

DISCLOSURE 2024

主要な業務内容の紹介

協同組織の地域金融機関である唐津信用金庫は、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融・情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した事業活動をきめ細かに展開しています。

また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品性、サービス内容の充実にも努めています。

預金業務

会員のみならず会員以外の皆様からも広く預金を受け入れて、着実な資産づくりをお手伝いしております。特に主力としている「定期積金」は、毎月お客様を訪問し集金を行うことでお客様のご要望をお伺いし、また各種情報のご提供を行うなど、非価格サービスの提供に努めています。

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金 等を取り扱っております。

貸出業務

地域の皆様の様々な資金ニーズに幅広くお応えできるよう、当金庫ならではの商品を数多くご用意しております。事業主の皆様のご期待にお応えし、豊富に資金を還元、ご利用頂いております。また個人のお客様には各種消費者ローンを取り揃え、豊かな生活実現のお役にたたせて頂いております。

取扱貸出：(イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

当金庫の各店舗は、全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システム等による為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより、銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速かつ安全にご利用頂くことができます。

附帯業務

当金庫ではその他にも以下のような業務を通してきめ細かなサービスに努めています。

(1) 代理業務

日本銀行歳入代理店、信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、一般社団法人しんきん保証基金、西日本建設業保証(株)、その他

(2) 地方公共団体の公金取扱業務

(3) 保護預かり及び貸金庫業務

(4) 債務の保証

(5) 国債等公共債の引受け・窓口販売等の証券業務

(6) 保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

(7) スポーツ振興くじの販売・払戻業務

(8) 電子債権記録業に係る業務

皆様の金融機関として何なりとお気軽にご相談下さい。

KARATSU
SHINRIN BANK

DISCLOSURE 2024

事業・サービスのご案内

預金

種類	ご利用いただける方	内容	お預け入れ期間
普通預金	個人および法人のお客様	給与・年金などのお受取り、公共料金の自動支払い、インターネットサービスなど便利に利用できます。キャッシュカードを作成する事で ATM からのお引き出しが可能です。	お出し入れ自由
普通預金（総合口座）	個人のお客様（20歳以上）	1冊の通帳に普通預金と定期性預金をセットしたものです。普通預金の機能に加え、セットされた定期預金・積金の合計90%または300万円のうちいずれか少ない金額までの自動融資がご利用できます。	お出し入れ自由
決済性預金（普通預金無利息型）	個人および法人のお客様	預金保険制度により全額保護される、無利息型の普通預金です。	お出し入れ自由
貯蓄預金	個人のお客様	5段層の残高（①10万円未満②10万円以上③30万円以上④50万円以上⑤100万円以上）毎に決められた利率が適用されます。	お出し入れ自由
納税準備預金	個人および法人のお客様	納税のための準備預金で、租税納付にあてる場合に限り非課税となります。	お預け入れは自由 お払出しは租税納付時
当座預金	個人および法人のお客様	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	お出し入れ自由
通知預金	個人および法人のお客様	まとめた資金の短期間の運用に便利な預金です。	7日間以上
定期預金	スーパー定期預金	まとめた資金の運用に便利な預金です。季節毎にキャンペーンも行っています。	1カ月以上5年以内
	大口定期預金	大口資金の運用に最適で、有利な利回りの預金です。	1カ月以上5年以内
	期日指定定期預金	お利息は1年ごとの複利計算で、お預け入れ日の1年経過後からいつでもお引き出しが可能です。	1年～3年
	変動金利定期預金	お預け入れ後6カ月毎に、市場の金利変動に応じて利率が変動する預金です。	1年・2年・3年
	年金受給者専用定期預金（福寿）	当金庫で公的年金を受給されているお客様、または新たに1年内に年金受給予定の方を対象に、金利を上乗せする預金です。	1年
	退職金専用定期預金	退職金を受取られてから1年以内に、新規でご利用いただける方を対象に、金利を上乗せする預金です。当金庫で公的年金のお受取りを指定していただける方には更に金利が上乗せとなります。	1年
定期積金	個人および法人のお客様	毎月一定日に一定金額を積立てていただく預金です。	1年以上5年以下
子育て支援定期積金（すくすく）	個人のお客様	大学生以下の就学者または乳幼児の方を対象に、金利を上乗せする積立預金です。	2年・3年・4年・5年

個人ローン関連

種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間
カードローン	お使い道ご自由で便利なカードです。必要な時に必要な分だけご利用いただけます。	10万以上500万円以内	1年・2年・3年※自動更新
教育カードローン	在学期間中の様々な教育資金ニーズに対応し、必要な時に必要な分だけご利用いただけます。卒業後は証書貸付へ移行し毎月分割返済となります。	50万以上500万円以内	カードローン5年以内(1年自動更新) 証書貸付3ヶ月以上10年以内
カーライフプラン	新車・中古車・バイク・自転車や車検・借換えなどの様々なカーライフご利用いただけます。	1,000万円以内	3カ月以上10年以内
フリーローン	お使い道ご自由です。趣味やレジャー・ショッピングなどの生活プランからおまとめ資金まで、様々な場面でご利用いただけます。	500万円以内	3カ月以上10年以内
シニアライフローン	当金庫に年金を受給される方が対象で、車購入や旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	100万円以内	3カ月以上10年以内
教育プラン	入学金や授業料をはじめ、教材費や下宿費用、留学費用や借換資金などご利用いただけます。	1,000万円以内	3カ月以上16年以内
住宅ローン	住宅の新築・購入・リフォーム・借換資金から土地の購入、住宅ローン利用に伴う諸費用などご利用いただけます。	1億円以内	40年以内
無担保住宅ローン	自宅の購入・リフォーム・借換資金など住宅資金全般にご利用いただけます。	1,500万円以内	3カ月以上20年以内
住宅サポートローン	当金庫にて、住宅ローンをお申込み中、または、契約後6カ月以内の方が、インテリアや家電等購入、引越し費用、お車の購入や各種ローンのおまとめ等幅広いニーズにご利用いただけます。	500万円以内	3カ月以上 最長40年以内 (住宅ローンの契約期間内)
住宅サポートローンワイド	当金庫にて住宅ローンを契約中の方が、ライフイベントにおける様々な資金ニーズや各種ローンのおまとめ等にご利用いただけます。	500万円以内	3カ月以上 20年以内
福祉プラン	介護用機器・老人ホーム入居一時金・借換資金など福祉に伴う資金全般にご利用いただけます。	500万円以内	3カ月以上10年以内
がん先進医療ローン	がん先進医療の治療費（技術料）の費用	300万円以内	3カ月以上7年以内
職域サポートローン	当金庫と「職域サポート契約」を締結頂いている提携事業所にお勤めの皆さまが対象となり、各種ローンのご相談時に金利・保証料等を引き下げた商品のご利用ができる制度です。		

中小企業・個人事業主

種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間
事業者カードローン	法人および個人事業者対象のカードローンです。急な事業に必要な資金もカードで便利にご利用いただけます。	500万円以内	2年(更新型)
割引手形	一般商業手形の割引きをいたします。		
手形貸付	運転資金など短期資金をご融資いたします。		
証書貸付	設備資金など長期資金が必要な時にご融資いたします。		
各種制度融資	佐賀県、福岡県などの有利な制度融資をお取り扱いしております。		
代理業務	信金中央金庫、住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構などの代理業務を取扱っております。		

その他業務

商品名	しくみと特色
保険代理店業務	生命保険(終身保険・介護保険・医療保険)等を取扱っております。 損害保険(住宅ローン関連の火災保険・傷害保険・業務災害保険)等を取扱っております。
法人・個人事業者への課題解決支援業務	販路拡大・人材支援・バックオフィス支援・開発支援・設備支援・福利厚生支援等の各種支援ツールを用意し事業を営むお客様の課題解決の支援を行っております。
サッカーキー(totoくじ)	当選金の払戻業務を行っております。(本店営業部のみ)



無担保住宅ローン



カーライフプラン



ユーティリティー



年金



地域応援定期

KARATSU
SHINKIN BANKDISCLOSURE
2024

沿革

昭和 4年 9月	産業組合法に基づく「有限責任唐津町信用販売購買組合」発起人会開催	7月	まいづるショッピングプラザに店外ATM設置
12月	同上成立、吳服町に事務所を置く	平成13年 3月	スポーツ振興くじ(toto)払戻業務取扱開始
昭和 7年 2月	事務所を朝日町(現朝日町支店所在地)に移転	4月	火災保険等損害保険の窓口販売開始
7月	販売購買部門を廃し「有限責任唐津市信用組合」に変更	平成15年 9月	七山出張所を浜崎支店へ統合
昭和 8年 3月	名称を「有限責任信用組合唐津庶民金庫」に変更	平成16年11月	「決済用普通預金」取扱開始
昭和16年 9月	東出張所(東唐津)西出張所(西唐津)を新設	平成17年 3月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とのATM利用提携
昭和18年 8月	市街地信用組合法に基づく「唐津信用組合」に組織変更	平成18年 7月	印鑑照合システム全店稼働開始
昭和24年10月	内町支店(木綿町)新設、東出張所を廃止	9月	「唐津市の観光振興への提言」を刊行し報告会を開催
昭和25年 4月	西出張所を西唐津支店と改称	11月	朝日町支店新築
昭和26年10月	信用金庫法施行により「唐津信用金庫」に組織変更	平成19年 8月	自動体外除細動器(AED)を本店営業部に設置
昭和27年 7月	浜崎支店開設	平成20年 6月	イオン銀行とATM利用提携
昭和28年 8月	相知支店開設	8月	経済にかかる教育教材DVDを唐津市内の小学校へ提供
昭和37年11月	本店を朝日町より大手口(旧市役所跡)に移転、内町支店を廃止し日本店は朝日町支店として存続	10月	ICキャッシュカード(含む生体認証)の発行を開始
昭和38年11月	七山出張所新設	12月	携帯電子マネーチャージサービス、ネット口座振替受付サービス開始
昭和40年 6月	相知支店新築移転	平成21年 8月	「中小企業等金融円滑化法」対応開始
昭和41年 6月	営業地区に二丈町を追加	平成22年 3月	退職金専用定期預金 取扱開始
昭和44年 7月	朝日町支店新築	5月	からしあんきんビジネスクラブ 発足
昭和45年 5月	営業地区に糸島郡を追加	7月	信用金庫業界勘定系システムハード集約
昭和48年 6月	営業地区に「佐賀県一円及び糸島郡」を追加	平成23年 1月	TKC九州会「経営支援計画策定支援サービス」取扱開始
昭和49年10月	新本店落成、現位置	平成24年11月	経営革新等支援機関(認定支援機関)の認定を受ける
昭和50年12月	第1次オンラインシステム稼働開始	平成26年 8月	日本政策金融公庫と業務連携・協力に関する覚書を締結
昭和53年11月	和多田支店新設	平成27年 4月	佐賀県内4信用金庫にて「大規模災害時における相互支援に係る協定書」締結
昭和54年10月	西唐津支店新築移転	平成28年 8月	「唐津市」と地方創成包括連携協定締結
昭和56年10月	第2次オンラインシステム稼働開始	平成29年 1月	「佐賀県事業引継ぎ支援センター・佐賀県事業承継支援センター」と業務提携・協力に関する覚書締結
昭和57年10月	町田支店新設	2月	呼子支店を本店営業部へ統合
12月	七山出張所新築移転	3月	障害者差別解消法に配慮したATM(ユニバーサルデザイン)を全店導入
昭和59年 1月	証券業務取扱開始	5月	「佐賀県中小企業同友会」と中小企業支援に関する覚書を締結
昭和60年12月	日本銀行と当座勘定取引開始	7月	「公益財団法人佐賀県地域産業支援センター」と業務連携・協力に係る包括連携協定を締結
昭和61年 5月	浜崎支店新築移転	平成30年11月	日本政策金融公庫と協調商品「創業・事業承継支援資金」を取扱開始
12月	日銀歳入代理店に指定	平成31年 1月	キャッシュレス決済「Origami」の加盟店募集開始
昭和63年 5月	第3次オンラインシステム稼働開始	2月	フィンテック企業「freeee株式会社」とAPI連携開始
平成 2年 9月	山本支店開設	令和 2年 1月	佐賀県、(株)バトンズ及び県内8金融機関と「中小企業者の支援に関する協定」締結
平成 3年10月	両替商業務開始		創立90周年記念祝賀会開催
平成 4年 6月	さかえ大黒天安置	8月	サーバーの隔地保管実施(BCP強化)
平成 5年10月	JR唐津駅に共同店外CDコーナー設置	令和 3年 1月	佐賀大学発ベンチャー企業(株)SA-GAとの業務提携(学校事務支援)
平成 7年 3月	まいづるスリーナインに店外ATM設置	令和 4年11月	Hi-Co(高抗磁気)通帳の取扱い開始
平成 8年 9月	オンラインシステムをポスト3次システムにレベルアップ	7月	しんきんDeCo 取扱開始
10月	呼子支店開設	令和 5年 2月	電話リーサービスの開始
平成 9年 2月	唐津市役所に店外ATM設置		しんきんEBサポートデスクの開設
平成10年 1月	ポスト第3次システム9.5バージョンサービス開始		
4月	サンフレッシュに店外CDコーナー設置		
平成11年 3月	郵貯(現ゆうちょ銀行)自動機との利用提携		
6月	テレホンバンキングサービス開始		
9月	ジャスコ唐津店に店外ATMコーナー設置		
平成12年 3月	デビットカードサービス取扱開始		

KARATSU
SHINKIN BANKDISCLOSURE
2024

令和5年度主なるできごと

- 6月 8日 日本政策金融公庫勉強会 「新型コロナ対策資本性劣後ローン」について
- 6月10日 第1回 虹の松原清掃活動
- 6月15日 信用金庫の日 感謝デー 粗品配布
- 6月15日～8月31日 「2023サマーキャンペーン定期預金」取扱開始
- 6月23日 第80期通常総代会開催 於:唐津シーサイドホテル
- 7月 3日～10月31日 佐賀・長崎県内5金庫合同消費者ローンキャンペーン実施
「PayPay」の取扱い開始
- 7月24日 WEB研修「事業性評価のポイントと事業者支援に必要なスキル」について
- 7月26日 高校生向けインターネットシップ
- 8月 4日 佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターによる勉強会
「事業承継の現状、事業承継のポイント等」
- 8月27日 YCサークル24時間テレビチャリティ募金集金
- 8月28日 2023唐津市プレミアム商品券「からふるPay」の換金事業開始
- 9月 1日 「BankPay」「ことら送金」の取扱い開始
- 9月 6日 人材雇用・育成セミナー(日本フルハップ共催)
- 9月19日 第13回「信金杯唐津市老連グランドゴルフ大会」
- 9月20日 第10回「信金杯ゲートボール大会」
- 9月26日 「J-Coin Pay」の取扱い開始
- 9月30日 第2回 虹の松原清掃活動
- 10月 1日 未利用口座管理手数料の新設
- 10月 2日～11月30日 しんきん経営者年金統一キャンペーン
- 10月 6日 損保ジャパン「しんきんの事業性保険」取扱開始
- 10月 7日～10月17日 第4回 唐津信用金庫旗争奪少年軟式野球大会
- 10月12日 第28回 唐信会
- 10月13日 佐賀県保険医協会会員向ローン「信金deサポート」取扱開始
- 10月21日 第3回 唐津信用金庫旗争奪ボーライズリーグ大会
- 11月 8日 第7回 しんきん合同商談会
- 11月10日～11月11日 信金中金勉強会「事業性評価融資」
- 11月15日 第8回遺言・相続全国一斉相談会
- 11月20日～1月31日 「ウインターキャンペーン2023定期預金」取扱開始
- 11月22日 WEB研修「業種別支援のポイントと活用スキル」
- 12月 1日 「住宅サポートローン」「住宅サポートローンワイド」取扱開始
- 12月 7日 仮決算説明会 於:長崎荘
- 12月22日 歳末助け合い募金
- 12月22日 唐津市社会福祉協議会への食品寄附(フードエイドからつ)
- 2月 1日～5月31日 佐賀県内しんきん給与振込獲得キャンペーン

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

信金中央金庫と 信用金庫のネットワーク

全国の信用金庫を会員とする信金中央金庫は、信用金庫の中央機関として信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせた、我が国有数の金融機関です。地方公共団体や地元企業、信用金庫取引先の中小企業、地域住民のみなさま方の多様なニーズにお応えし、地域経済社会の繁栄に信用金庫と一緒に貢献しています。

また、信用金庫業界では、今まで以上に安心してお取引していただくために平成13年4月に「信用金庫経営力強化制度」を創設致しました。これは、「信金中金」が会員金庫の経営分析や経営相談、資本増強などで信用金庫を強力にサポートする制度です。全国に広がる信用金庫と「信金中金」は固い絆で結ばれ、お互いを強化し合い日本の金融業界で確固たる地位を占めております。

- ◎しんきん証券(株) ◎信金インターナショナル(株)
- ◎しんきんアセットマネジメント投信(株) ◎(株)しんきん情報システムセンター
- ◎信金キャピタル(株) ◎信金ギャランティ(株) ◎信金中金ビジネス(株)
- ◎しんきん地域創生ネットワーク(株) 等

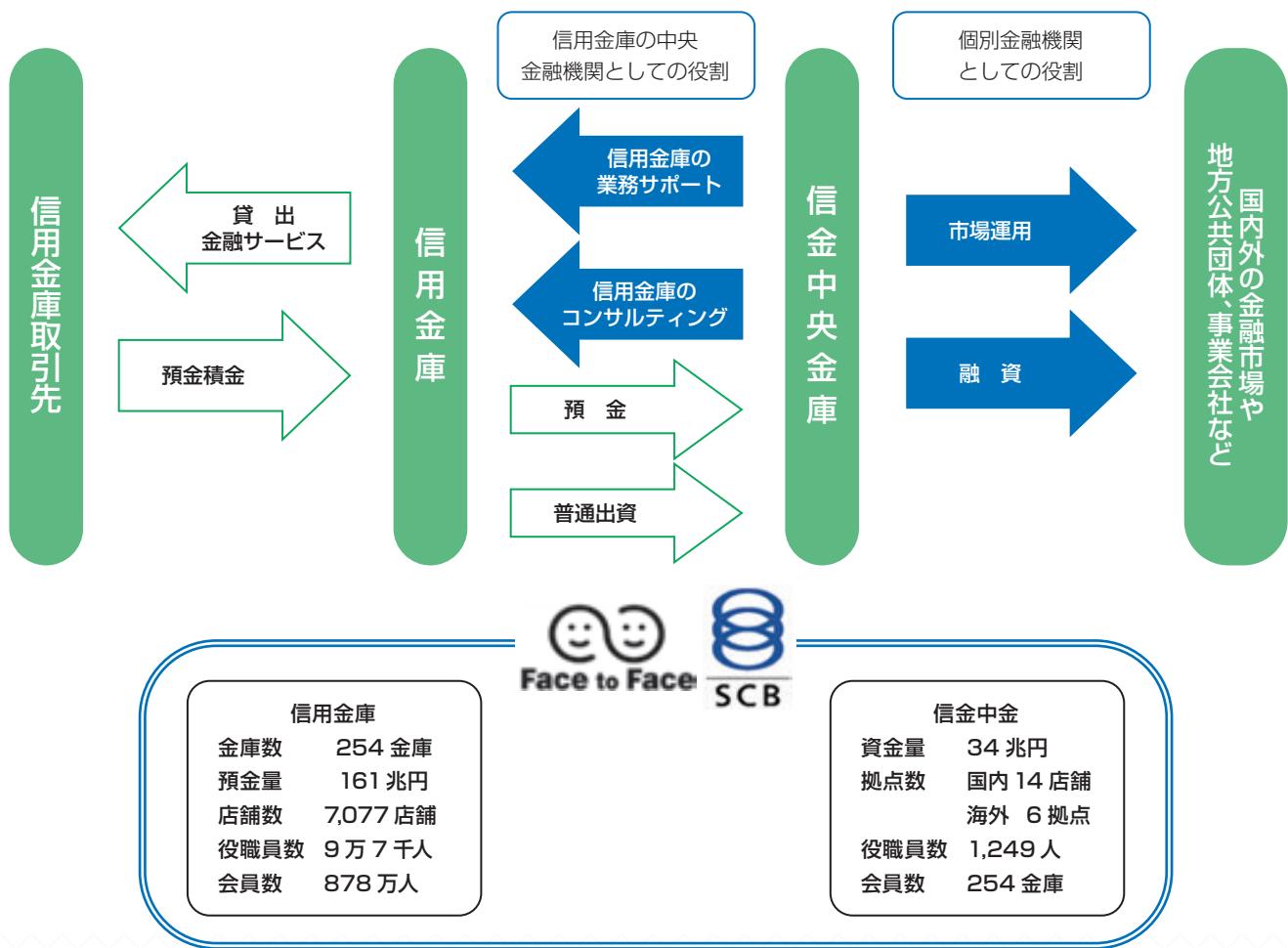
信用金庫業界は他にも下記の関連会社を有しています。

◎しんきん保証基金 等

信金中央金庫ホームページ <https://www.shinkin-central-bank.jp/>



信金中央金庫本店



KARATSU
SHINKIN BANK
DISCLOSURE

2024



資料編

<営業の状況>

貸借対照表／損益計算書／剩余金処分計算書

直近の5事業年度における主要な事業の状況

経常収益／経常利益／当期利益／出資総額・総口数／純資産額／総資産額／
預金積金残高／貸出金残高／有価証券残高／単体自己資本比率／出資に対する配当金／職員数

直近の2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益及び業務粗利益率／資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高・利息・利回り・資金利鞘
受取利息及び支払利息の増減／総資産経常利益率／総資産当期純利益率

預金に関する指標

預金の平均残高／金利区分毎の定期預金残高

貸出金等に関する指標

科目別の平均残高／金利区分毎の残高／担保別残高／使途別・業種別残高、構成比
預貸率の期末・期中値

有価証券に関する指標

種類別残高／預証率の期末・期中値

貸出金リスク管理債権の状況

貸倒引当金の期末残高・期中増減額／貸出金償却の額

自己資本の充実の状況

有価証券・金銭の信託等の時価、評価損益／デリバティブ取引等の状況

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
勘定科目	2023年3月31日	2024年3月31日	勘定科目	2023年3月31日	2024年3月31日
現金	2,166	1,859	預金積金	92,130	93,234
預け金	16,010	19,624	当座預金	803	836
買入金銭債権	7	1	普通預金	48,917	50,674
金銭の信託	—	—	貯蓄預金	250	243
有価証券	24,218	23,253	通知預金	—	—
国債	3,067	2,980	定期預金	39,073	38,394
地方債	3,738	3,927	定期積金	2,526	2,512
社債	4,698	4,454	その他の預金	557	574
株式	228	350	借用金	1,604	3,270
その他の証券	12,485	11,540	その他の負債	281	310
貸出金	53,709	54,072	未決済為替借	23	59
割引手形	46	36	未払費用	26	26
手形貸付	1,199	1,356	給付補填備金	1	1
証書貸付	49,938	50,124	未払法人税等	13	18
当座貸越	2,524	2,555	職員預り金	71	67
その他の資産	660	890	リース債務	89	69
未決済為替貸	19	112	その他の負債	56	67
信金中金出資金	361	501	賞与引当金	20	21
未収収益	85	93	退職給付引当金	220	232
その他の資産	194	183	役員退職慰労引当金	47	55
有形固定資産	552	557	偶発損失引当金	57	53
建物	130	137	繰延税金負債	—	—
土地	298	303	債務保証	32	41
リース資産	83	64	負債計	94,392	97,219
その他の有形固定資産	40	51	純資産の部		
無形固定資産	17	13	出資金	230	229
ソフトウェア	12	8	普通出資金	230	229
その他の無形固定資産	4	4	利益剰余金	3,046	3,136
繰延税金資産	13	13	利益準備金	242	242
債務保証見返	32	41	その他利益剰余金	2,803	2,893
貸倒引当金	▲537	▲575	特別積立金	1,395	1,395
(うち個別貸倒引当金)	▲511	▲544	当期末処分剰余金	1,408	1,498
資産の部合計	96,849	99,751	処分未済持分	▲1	▲1
			会員勘定合計	3,275	3,364
			その他有価証券評価差額金	▲818	▲831
			評価・換算差額等合計	▲818	▲831
			純資産の部合計	2,456	2,532
			負債及び純資産の部合計	96,849	99,751

注) 1. 動産不動産の減価償却累計額 1,277百万円
 2. 理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円
 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 6年～50年
 その他 2年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは該当残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付し

ております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。

貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて決定

- した予想損失率により計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 9-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理
- 9-2. (1) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
 年金資産の額 1,680,937百万円
 年金財政計算上の数理債務の額と
 最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
 差引額 ▲89,255百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分）
 0.0753%
- ③補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0力月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- (2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しております。
- 連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該企業年金制度は第1給付部分「共通給付部分」と第2給付部分「事業所給付部分」とで構成されております。）
- なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況および第1給付の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①第1給付部分の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
 年金資産の額 85百万円
 年金財政計算上の数理債務の額 78百万円
 差引額 7百万円
- ②第1給付部分に占める当金庫の拠出割合（令和5年3月分）
 1.6281%
- ③補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高1百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であります。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金・代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- した予想損失率により計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金の見積り
 (1) 財務諸表に計上した金額
 貸倒引当金 575百万円
 (2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
 ①見積り金額の算出方法
 貸倒引当金の算出方法は、「貸借対照表 注7.」に記載しております。また、当金庫は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しております。
 ②見積りの算出に用いた主要な仮定
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 ③翌年度の財務諸表に与える影響
 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額52百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額1,277百万円
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、パソコン、LAN設備等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。
 破産更生債権及びこれらに準する債権額 346百万円
 危険債権額 1,704百万円
 貸出条件緩和債権額 143百万円
 合計額 2,193百万円
- 破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準する債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
 有価証券/国債 86百万円・日本銀行歳入代理店契約に基づく担保
 預け金/定期預金 2,000百万円・為替決済保証金
 預け金/定期預金 3,500百万円・信金中金借入金にかかる担保
 担保資産に対応する債務
 借用金 3,270百万円
19. 出資1口当たりの純資産額5,345円05銭
20. 金融商品の状況に関する事項
 (1) 金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 ①信用リスクの管理
 当金庫は、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議及びALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部および総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議及びALM委員会の方針に基づき、常務会、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行なっております。

このうち、総務部および総合企画部では、市場運用商品の購入を行なっており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、資産勘定においては「有価証券」、「預け金」、「貸出金」であり、負債勘定においては「預金積金」、「借用金」が対象となります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、四半期毎にVaRを用いて市場リスク量を計測し、定量分析を行なっております。

当金庫のVaRは分散共分散法を用いており、計測の前提条件を保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年で算出しております。

令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,150百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（*1）	19,624	19,733	109
(2) 有価証券	23,243	23,226	▲16
満期保有目的債券	300	283	▲16
その他有価証券	22,943	22,943	—
(3) 貸出金（*1）	54,072	53,272	▲225
貸倒引当金（*2）	▲575		
	53,497	53,272	▲225
金融資産計	96,364	96,231	▲132
(1) 預金積金（*1）	93,234	93,248	13
(2) 借用金（*1）	3,270	3,264	▲5
金融負債計	96,504	96,512	8

（*1）貸出金、預け金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利をベースとしたスポットレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した額

②①以外の債権については、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸し出しを行なった場合に想定される利率で割り引いた額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	10
その他証券	—
合 計	10

（*1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*1）	5,000	615	4,500	3,500
貸出金（*2）	7,090	16,708	12,823	14,467
有価証券	1,303	9,424	7,217	2,563
満期保有目的	—	—	300	—
その他有価証券のうち	1,303	9,424	6,917	2,563
満期があるもの				
合計	13,393	26,747	24,540	20,530

（*1）預け金のうち、期限の定めのないものは、含めておりません。

（*2）貸出金のうち、延滞、期流れおよび期限の定めのないものは、含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	80,413	12,471	—	85
借用金	2,334	836	100	—
合計	82,747	13,307	100	85

（*）預金積金のうち要求払預金は「1年以内」に含めております。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「外国証券」、「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	外国証券	300	283	▲16
合計		300	283	▲16

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	340	152	188
	債券	4,920	4,863	57
	国債	602	600	2
	地方債	2,170	2,159	11
	社債	2,147	2,103	43
	外国証券	317	304	13
	その他	2,545	2,231	314
	小計	8,124	7,550	573
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	6,441	6,607	▲166
	国債	2,377	2,480	▲102
	地方債	1,756	1,799	▲42
	社債	2,307	2,327	▲20
	外国証券	1,586	1,671	▲85
	その他	6,790	7,944	▲1,154
	小計	14,818	16,224	▲1,405
合計		22,943	23,775	▲831

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	203	3	—
国債	203	3	—
その他	174	40	—
合計	377	44	—

25. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,851百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が6,727百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	69 百万円
退職給付引当金	62
その他	77
繰延税金資産小計	209
評価性引当額	▲196
繰延税金資産合計	13

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

損益計算書

(単位：千円)

勘定科目	2023年3月31日	2024年3月31日
経常収益	1,489,976	1,549,547
資金運用収益	1,310,965	1,319,743
貸出金利息	932,256	940,399
預け金利息	36,244	65,588
有価証券利息配当金	332,758	304,514
その他の受入利息	9,706	9,241
役務取引等収益	114,216	125,419
受入為替手数料	43,796	44,658
その他の役務収益	70,419	80,761
その他業務収益	53,781	10,116
外国通貨買益	—	—
国債等債券売却益	43,996	3,547
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	9,784	6,569
その他経常収益	11,013	94,267
株式等売却益	—	40,805
金銭の信託運用益	—	—
償却債権取立益	—	—
貸倒引当金戻入益	7,917	—
その他の経常収益	3,096	53,462
経常費用	1,330,012	1,400,441
資金調達費用	16,024	14,946
預金利息	10,646	10,406
給付補填備金繰入額	612	562
借用金利息	3,599	2,904
その他の支払利息	1,165	1,072
役務取引等費用	187,001	185,571
支払為替手数料	13,212	13,348
その他の役務費用	173,789	172,222
その他業務費用	109,675	109,915
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	912	—
国債等債券償還損	108,746	109,800
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	16	115
経費	1,006,886	1,021,131
人件費	657,213	650,398
物件費	312,353	334,950
税金	37,318	35,782
その他経常費用	10,424	68,876
貸倒引当金繰入額	—	60,016
貸出金償却	—	660
株式等償却	—	—
株式売却損	4,031	—
固定資産処分損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の経常費用	6,392	8,199
経常利益	159,964	149,105
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	6,276	955
固定資産処分損	6,276	955
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期利益	153,687	148,149
法人税、住民税及び事業税	46,036	51,041
法人税等調整額	—	—
当期純利益	107,651	97,108
前期繰越金	1,300,765	1,401,536
当期未処分剰余金	1,408,417	1,498,645

注) 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

注) 2. 出資1口当たり当期純利益金額211円79銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2022 年度	2023 年度
当期末処分剰余金	1,408,417,433	1,498,645,116
特別積立金取崩額	—	—
合計	1,408,417,433	1,498,645,116
剰余金処分額	6,880,950	6,842,232
法定準備金	—	—
出資に対する配当金	6,880,950	6,842,232
役員賞与金	—	—
特別積立金	—	—
次期繰越金	1,401,536,483	1,491,802,884

会計監査人の監査報告書

2024年6月18日開催の第81回通常総(代)会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表の適正性に係る確認書謄本

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等についての適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月18日

唐津信用金庫
理事長 落合 正利

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定し、そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬につきましては、監事会により決定しております。

【賞与】

非常勤を含む全役員の賞与につきましては、業績等を勘案のうえ毎期引当金を計上し、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の承認を得た後、支払うこととしております。

【役員退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	50

(注) ①対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

(注) ②上記の内訳は、「基本報酬」50百万円となっております。なお、令和5年度は「賞与」は支払っておりません。また、「退職慰労金」は当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の金額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注) ②「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) ③令和5年度において対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

KARATSU
SHINKIN BANK

2024

主要な事業の状況

1. 最近5年間の主要な経営指標の推移

主要勘定	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	1,749,005 千円	1,553,327 千円	1,404,784 千円	1,489,976 千円	1,549,547 千円
経常利益	360,713 千円	50,664 千円	138,470 千円	159,964 千円	149,105 千円
当期純利益	313,157 千円	50,128 千円	134,816 千円	107,651 千円	97,108 千円
出資総額	233,281 千円	232,412 千円	230,833 千円	230,762 千円	229,267 千円
出資総口数	466,562 口	464,824 口	461,666 口	461,524 口	458,534 口
純資産額	3,299 百万円	3,393 百万円	3,167 百万円	2,456 百万円	2,532 百万円
総資産額	92,444 百万円	98,332 百万円	97,706 百万円	96,849 百万円	99,751 百万円
預金積金残高	85,863 百万円	90,536 百万円	91,982 百万円	92,130 百万円	93,234 百万円
貸出金残高	48,666 百万円	52,763 百万円	53,413 百万円	53,709 百万円	54,072 百万円
有価証券残高	22,505 百万円	25,938 百万円	26,066 百万円	24,218 百万円	23,253 百万円
単体自己資本比率	8.16 %	8.24 %	8.16 %	8.73 %	8.40 %
出資に対する配当金(出資1口当たり)	15 円				
役員数	12 人	11 人	11 人	10 人	10 人
(うち常勤役員数)	6 人	6 人	6 人	5 人	5 人
職員数	94 人	94 人	98 人	93 人	96 人
会員数	8,648 人	8,693 人	8,698 人	8,659 人	8,633 人

2. 2期事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(業務粗利益)

(単位：千円)

勘定科目	2022年度	2023年度
資金運用収支	1,294,941	1,304,797
資金運用収益	1,310,965	1,319,743
資金調達費用	16,024	14,946
役務取引等収支	▲72,785	▲ 60,152
役務取引等収益	114,216	125,419
役務取引等費用	187,001	185,571
その他業務収支	▲55,894	▲ 99,799
その他業務収益	53,781	10,116
その他業務費用	109,675	109,915
業務粗利益	1,166,262	1,144,846
業務粗利益率	1.16%	1.15%

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務のみ取扱っております。

(業務純益)

(単位：千円)

勘定科目	2022年度	2023年度
業務純益	171,291	127,873
実質業務純益	171,291	132,042
コア業務純益	236,953	238,295
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	170,597	187,745

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用+金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時の経費等を含まないことをとっています。
また、貸倒引当金線入額が全体として線入超過の場合、一般貸倒引当金線入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金線入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金線入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(資金運用収支の内訳)

勘定科目	2022年度			2023年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	100,173 百万円	1,310,965 千円	1.30 %	98,952 百万円	1,319,743 千円	1.33 %
うち貸出金	53,445	932,256	1.74 %	53,984	940,399	1.74 %
うち預け金	18,834	36,244	0.19 %	19,698	65,588	0.33 %
うち有価証券	26,737	332,758	1.24 %	24,753	304,514	1.23 %
資金調達勘定	98,875	16,024	0.01 %	97,583	14,946	0.01 %
うち預金積金	97,034	11,259	0.01 %	96,061	10,968	0.01 %
うち借用金	1,763	3,599	0.20 %	1,450	2,904	0.20 %

(注) 1. 資金運用勘定は運用勘定計から無利息預け金の平均残高(2020年度9百万円、2021年度10百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務のみ取扱っております。

(利鞘)

(単位：%)

	2022年度	2023年度
資金運用利回り	1.30	1.33
資金調達原価率	1.02	1.05
総資金利鞘	0.28	0.28

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

(受取・支払利息の増減)

(単位：千円)

	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減額	残高による増減	利率による増減	純増減額
受取利息	15,816	30,602	46,418	▲ 16,077	24,855	8,778
	うち貸出金	11,297	▲ 32,189	▲ 20,892	8,143	0
	うち預け金	▲ 603	21,781	21,178	1,720	27,624
	うち有価証券	4,894	41,010	45,904	▲ 25,475	▲ 2,769
支払利息	▲ 2,953	0	▲ 2,953	▲ 1,079	0	▲ 1,079
	うち預金積金	▲ 2,389	0	▲ 2,389	▲ 291	0
	うち借用金	▲ 564	0	▲ 564	▲ 788	0

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 国内業務のみ取扱っております。

利益率

(単位：%)

	2022年度	2023年度
総資産経常利益率	0.16	0.15
総資産当期純利益率	0.10	0.10

(注) 総資産経常(当期純) 利益率=経常(当期純) 利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

経費の状況について

(単位：千円)

区分	2022年度	2023年度
人件費	657,213	650,398
報酬給料手当	500,165	495,461
退職給付費用	71,752	67,892
その他	85,297	87,045
物件費	312,353	334,950
事務費	145,883	152,754
(うち旅費・交通費)	1,308	2,036
(うち通信費)	13,135	11,572
(うち事務機械賃借料)	4,475	4,485
(うち事務委託費)	102,884	108,068
固定資産費	53,938	61,904
(うち土地建物賃借料)	4,578	4,332
(うち保全管理費)	33,757	35,893
事業費	42,651	43,270
(うち広告宣伝費)	10,798	8,619
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	17,528	20,327
人事厚生費	8,245	11,588
減価償却費	47,782	51,585
その他	13,851	13,847
税金	37,318	35,782
合計	1,006,886	1,021,131

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
流動性預金	50,284	51,294
うち有利息預金	46,601	47,421
定期性預金	44,207	42,248
うち固定金利定期預金	43,745	41,835
うち変動金利定期預金	462	413
その他	2,542	2,517
計	97,034	96,061
譲渡性預金	—	—
合計	97,034	96,061

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門のみの取扱っております。

固定・変動金利定期預金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
定期預金	39,073	38,394
固定金利定期預金	38,622	38,008
変動金利定期預金	451	386
その他	—	—

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

貸出金に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度
手形貸付	1,341	1,710
証書貸付	49,678	49,644
当座貸越	2,356	2,574
割引手形	68	55
合計	53,445	53,984

(注) 国内業務のみの取扱となっています。

貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度
固定金利	19,004	18,475
変動金利	34,705	35,597
合計	53,709	54,072

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	264	269
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	9,170	9,010
その他	—	—
小計	9,435	9,280
信用保証協会・信用保険	15,290	15,084
保証	15,625	15,872
信用	13,357	13,835
合計	53,709	54,072

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	29	40
その他	—	—
小計	29	40
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	—	—
信用	2	1
合計	32	41

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	11,824	22.01%	16,252	30.06%
運転資金	17,082	31.80%	12,645	23.39%
その他	24,802	46.18%	25,174	46.56%
合計	53,709	100.00%	54,072	100.00%

業種別残高

(単位：百万円)

業種	2022年度			2023年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	57	2,040	3.7%	57	2,006	3.7%
農業、林業	20	348	0.6%	21	305	0.6%
漁業	4	49	0.0%	5	75	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	26	0.0%	2	21	0.0%
建設業	165	2,697	5.0%	155	2,413	4.5%
電気、ガス、熱供給、水道業	8	316	0.5%	7	339	0.6%
情報通信業	2	84	0.1%	3	80	0.1%
運輸業、郵便業	23	423	0.7%	24	361	0.7%
卸売業、小売業	212	3,723	6.9%	201	3,867	7.2%
金融、保険業	9	754	1.4%	9	760	1.4%
不動産業	115	6,089	11.3%	109	6,549	12.1%
物品販賣業	1	0	0.0%	1	0	0.0%
学術研究、専門、技術サービス業	13	104	0.1%	14	104	0.2%
宿泊業	18	612	1.1%	14	499	0.9%
飲食業	152	1,298	2.4%	144	1,264	2.3%
生活関連サービス業、娯楽業	59	1,535	2.8%	61	1,444	2.7%
教育、学習支援業	4	101	0.1%	6	178	0.3%
医療、福祉	31	913	1.6%	35	1,038	1.9%
その他のサービス	96	1,315	2.4%	102	1,457	2.7%
小計	991	22,436	41.7%	970	22,769	42.1%
地方公共団体	2	6,309	11.7%	2	6,038	11.2%
個人(住宅、消費、納税資金等)	6,263	24,963	46.4%	6,052	25,265	46.7%
合計	7,256	53,709	100.0%	7,024	54,072	100.0%

業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率

(単位：%)

	2022年度	2023年度
期末預貸率	58.29	57.99
期中平均預貸率	55.07	56.19

(注) 1. 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金) × 100

2. 国内業務部門のみの取扱となっています。

貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分	年度	期首残高	当期増加額	当期減少		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	36	26	0	36	26
	2023年度	26	30	0	26	30
個別貸倒引当金	2022年度	509	511	0	509	511
	2023年度	511	544	0	511	544
合計	2022年度	545	537	0	545	537
	2023年度	537	575	0	537	575

貸出金の償却

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
貸出金償却	—	660

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022年度	437	437	169	268	100.00	100.00	
	2023年度	346	346	101	245	100.00	100.00	
危険債権	2022年度	1,732	1,668	1,426	242	96.30	79.08	
	2023年度	1,705	1,586	1,288	298	93.02	71.46	
要管理債権	2022年度	159	24	24	0	15.09	0.00	
	2023年度	143	23	23	0	16.08	0.00	
三月以上延滞債権	2022年度	0	0	0	0	0.00	0.00	
	2023年度	0	0	0	0	0.00	0.00	
貸出条件緩和債権	2022年度	159	24	24	0	15.09	0.00	
	2023年度	143	23	23	0	16.08	0.00	
小計(A)		2,328	2,129	1,619	510	91.45	71.93	
		2023年度	2,194	1,955	1,412	543	89.11	69.44
正常債権(B)		2022年度	51,630					
		2023年度	52,142					
総与信残高 (A) + (B)		2022年度	53,958					
		2023年度	54,336					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

有価証券に関する指標

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

種類	2022年度	2023年度
国債	3,407	2,980
地方債	4,101	3,927
社債	4,928	4,454
株式	162	350
外国証券	2,378	2,204
その他の証券	11,758	9,335
合計	26,737	23,253

預証率

	2022年度	2023年度
期末預証率	26.28%	24.94%
期中平均預証率	27.55%	25.76%

(注) 1. 預証率=有価証券／(預金積金+譲渡性預金)×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

商品有価証券

該当ございません

有価証券の残存期間別残高

2022年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
国債	702	504				1,860		3,067
地方債	551	1,513		198	1,474			3,738
社債	807	1,010	2,676	8	195			4,698
株式							228	228
外国証券	199	198	98	396	494	186	603	2,177
その他証券	89	885	2,594	1,274	2,606		2,855	10,307
合計	2,351	4,113	5,369	1,877	4,771	2,046	3,688	24,218

2023年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
国債	200	301	0	0	197	2,281	0	2,980
地方債	0	1,506	99	195	2,025	100	0	3,927
社債	200	2,844	915	99	395	0		4,454
株式	0	0	0	0	0	0	350	350
外国証券	0	197	493	217	489	182	623	2,204
その他証券	49	1,655	2,363	2,386	852		2,023	9,335
合計	449	6,503	3,870	2,897	3,958	2,563	2,996	23,253

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 該当ございません

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	200	174	▲ 25	300	283	▲ 16
合計		200	174	▲ 25	300	283	▲ 16

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	194	121	72	340	152	188
	債券	6,666	6,568	97	4,920	4,863	57
	国債	1,506	1,499	7	602	600	2
	地方債	2,068	2,049	18	2,170	2,159	11
	社債	3,091	3,019	72	2,147	2,103	43
	外国証券	201	200	1	317	304	13
	その他	2,737	2,520	217	2,545	2,231	314
	小計	9,799	9,411	388	8,124	7,550	573
	株式	24	30	▲ 6	—	—	—
	債券	4,838	4,904	▲ 66	6,441	6,607	▲ 166
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	1,561	1,588	▲ 27	2,377	2,480	▲ 102
	地方債	1,670	1,699	▲ 29	1,756	1,799	▲ 42
	社債	1,606	1,615	▲ 9	2,307	2,327	▲ 20
	外国証券	1,776	1,876	▲ 100	1,586	1,671	▲ 85
	その他	7,570	8,603	▲ 1,033	6,790	7,944	▲ 1,154
	小計	14,209	15,415	▲ 1,206	14,818	16,224	▲ 1,405
合計		24,008	24,826	▲ 818	22,943	23,775	▲ 831

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	10	10
その他証券	0	0
組合出資金	0	0
合計	10	10

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません

2. 満期保有目的及びその他の金銭の信託

該当ございません

デリバティブ取引

該当ございません

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	3,268	3,357
うち、出資金及び資本剰余金の額	230	229
うち、利益剰余金の額	3,046	3,136
うち、外部流出予定額（▲）	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	▲1	▲1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26	30
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	26	30
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	3,295	3,388
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	17	13
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	13
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	17	13
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（口））（ハ）	3,278	3,374
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	35,249	37,822
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,298	2,312
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	37,547	40,134
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	8.73%	8.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	35,249	1,410	37,822	1,513
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	35,128	1,405	37,822	1,513
現金	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機関向け	79	3	39	2
我が国の政府関係機関向け	129	5	119	5
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,275	131	4,398	176
法人等向け	4,765	191	5,334	213
中小企業等向け及び個人向け	13,570	543	13,676	547
抵当権付住宅ローン	1,349	54	1,213	49
不動産取得等事業向け	6,130	245	6,877	275
3月以上延滞等	86	3	37	1
取立未済手形	5	0	28	1
信用保証協会等による保証付	388	16	383	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0
出資等	156	6	162	6
出資等のエクスポージャー	156	6	162	6
重要な出資のエクspoージャー		0		0
上記以外	1,893	76	2,287	91
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	0	0	0	0
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	430	17	765	31
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	32	1	32	1
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクspoージャー				
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー				
上記以外のエクspoージャー	615	25	612	24
②証券化エクspoージャー	0	0	0	0
証券化	STC要件適用分	0	0	0
	非STC要件適用分	0	0	0
再証券化		0	0	0
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	3,298	132	3,108	124
ルック・スルー方式	3,298	132	3,108	124
マンデート方式				
蓋然性方式（250%）				
蓋然性方式（400%）				
フォールバック方式（1250%）				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0	0	0
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	0	0
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	0	0	0	0
口. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,298	92	2,312	92
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	37,547	1,502	40,134	1,605

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しています。

<オペレーション・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

KARATSU
SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2024

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高						3月以上延滞 エクspoージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		2022年度	2023年度		
国 内		96,678	96,678	53,926	54,294	11,805	11,663	200	134
国 外		1,300	1,300			1,273	1,280	—	—
地域別合計		97,978	97,978	53,926	54,294	13,078	12,943	200	134
製造業		2,168	2,115	2,168	2,115	—	—	—	—
農・林・漁業		507	520	507	520	—	—	1	—
鉱業		26	21	26	21	—	—	—	—
建設業		3,644	3,414	3,644	3,414	—	—	—	7
電気・ガス・熱供給・水道業		316	339	316	339	—	—	—	—
情報通信業		502	495	105	100	397	395	—	—
運輸業		1,069	985	453	392	616	593	—	—
卸売業、小売業		4,259	4,473	4,259	4,473	—	—	164	102
金融・保険業		5,973	5,532	819	820	5,154	4,712	—	—
不動産業		6,423	6,865	6,422	6,865	1	—	15	—
物品販賣業		3	3	3	3	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業		215	204	215	204	—	—	—	—
宿泊業		616	502	616	502	—	—	—	—
飲食業		1,996	1,976	1,996	1,976	—	—	10	9
生活関連サービス業、娯楽業		1,848	1,813	1,848	1,813	—	—	—	—
教育、学習支援業		114	194	114	194	—	—	—	—
医療、福祉		1,033	1,150	1,033	1,150	—	—	—	—
その他のサービス		1,650	1,797	1,650	1,797	—	—	1	1
国・地方公共団体等		13,217	13,279	6,309	6,039	6,908	7,240	—	—
個人		21,414	21,547	21,414	21,547	—	—	9	13
その他		30,985	30,754	—	—	—	—	—	—
業種別合計		97,978	97,978	53,926	54,294	13,078	12,943	200	134
1年以下		6,608	5,611	4,347	4,308	2,261	1,303	—	—
1年超3年以下		7,102	6,372	3,875	3,656	3,227	2,716	—	—
3年超5年以下		7,671	7,507	4,897	4,868	2,774	2,639	—	—
5年超10年以下		18,010	18,201	15,242	14,482	2,768	3,719	—	—
10年超		27,350	29,297	25,304	26,734	2,046	2,563	—	—
期間の定めのないもの		31,237	30,990	259	245	—	—	—	—
残存期間別合計		97,978	97,978	53,926	54,294	13,078	12,943	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く
 2. 「3月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクspoージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

36ページに記載しておりますのでご参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製造業	0	0	0	0	0	0	—	—
農・林・漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	0	—	—	—
建設業	61	62	0	▲2	61	60	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	47	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	15	—	—
運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	151	142	0	▲14	151	128	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	44	46	0	▲19	44	27	—	—
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	15	28	—	0	15	28	—	—
飲食業	5	4	0	1	5	5	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	48	47	0	1	48	48	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1	1	0	0	1	1	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	176	175	0	5	176	180	—	—
合 計	505	508	0	35	505	543	—	—

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2022 年度		2023 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	17,951	—	15,851
10%	—	8,804	—	7,468
20%	395	16,403	27,736	143
35%	—	3,964	—	3,550
50%	299	—	298	48
75%	—	24,428	—	24,678
100%	—	12,093	—	8,095
150%	—	—	—	—
250%	—	53	—	184
1250%	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—
合 計		84,394		88,056

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		701	549	8,399	8,756

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ありません

(6) 出資等エクspoージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2022 年度		2023 年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式	232	232	353	353
非上場株式等	371	371	511	511
合 計	603	603	865	865

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	2022 年度	2023 年度
評価損益	66	194

(5) 証券化エクspoージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 当金庫は該当ありません

□. 投資家の場合 当金庫は該当ありません

□. 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2022 年度	2023 年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2022 年度	2023 年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	3,298	3,108
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク 項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方バラレルシフト	2,954	3,026	89	95
2	下方バラレルシフト	—	—	3	15
3	ステイープ化	2,922	2,958	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	2,954	3,026	89	95
8	自己資本の額	3,374	—	3,278	—

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

KARATSU
SHINKIN BANK

2024

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は主に「普通出資に係る会員勘定の額」と「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」等で構成されています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

また、当金庫は各エクスボージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と業務推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに一定額以上の大口案件につきましては常務会審査と zwar 重要事案に対する経営陣の関与を必須とする体制としております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会等で検討を行うとともに、必要に応じて常務会等に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに適正に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当金を算出しております。個別貸倒引当金のうち、破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。また破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。なおそれぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では融資の取組に際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けと認識し、担保や保証に過度に依存することのない融資取組姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱に努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証

には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「担保評価基準」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、与信取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、適切な取扱いを行っております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として政府保証、政府関係機関保証、地方公共団体保証等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に、業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスボージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する売掛金などそれらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては有価証券投資の一環として購入したものが該当しております。

当該投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める「資金運用規則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

(2) 証券化エクスボージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は「標準的手法」を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

(4) 証券化エクスボージャーのリスクウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

7. オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」「有形資産リスク」等、幅広いリスクが該当すると考えております。これらのリスクに対しては管理体制や管理办法に関する基本方針をそれぞれに定め、確実にリスクを認識し、評価することとしております。

特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種「事務取扱規程」の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検

査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処置、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明体制の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

- (2) オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポート・エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポートにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。

非上場株式、政策投資株式、その他の出資金等に関しては、内規に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを複数の金利ストレスシナリオにて計測し、常務会等で協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(イ) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2.50年

(ロ) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年

(ハ) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金融庁が定める保守的な前提

(二) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提

(ホ) 複数の通貨の集計方法及びその前提
正となる通貨のみ単純合算

(ヘ) スプレッドに関する前提
変動は考慮しない

(ト) 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していない

(チ) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
ΔEVEは基準値であるTier Iの20%を超過するが自己資本の余裕額の範囲内

B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかをモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標及び過去の事例や仮想シナリオに基づく金利等の変動による影響も計測し、常務会等で報告検証しております。

KARATSU
SHINKIN BANKDISCLOSURE
2024

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則第132条に規定するディスクロージャーに関する開示基準に基づいて作成しております。各項目は以下の頁に記載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

イ 事業の組織	4
□ 理事及び監事の氏名及び役職名	4
ハ 事務所の名称及び所在地	46

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	5~6
□ 直近の5事業年度における主要な事業の状況（資料編）	34
(1) 経常収益 (2) 経常利益 (3) 当期純利益 (4) 出資総額及び総口数 (5) 純資産額（会員勘定） (6) 総資産額	
(7) 預金積金残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 出資に対する配当金 (12) 職員数	
ハ 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	34~35
①業務粗利益及び業務粗利益率	
②資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	
③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利潤	
④受取利息及び支払利息の増減	
⑤総資産経常利益率	
⑥総資産当期純利益率	
(2) 経費の状況について	35
(3) 預金に関する指標	35
①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の平均残高	
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
(4) 貸出金に関する指標	36
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
④用途別の貸出金残高	
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
⑥預貸率の期末値及び期中平均値	
(5) 有価証券に関する指標	38
①商品有価証券の種類別の平均残高	
②有価証券の種類別の平均残高	
③預託率の期末値及び期中平均値	

4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の態勢	17
□ 法令遵守の態勢	18
ハ 金融ADR制度の取組について	21
ニ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7~9

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29~33
□ 貸出金のうち次に掲げるものの額その合計額	37
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
ハ 自己資本の充実の状況	40
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	38
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) デリバティブ取引	
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	36
ヘ 貸出金償却の額	36
ト 会計監査人の監査	33

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

7. 自己資本の充実の状況

イ 自己資本の構成に関する開示事項	39
□ 定量的な開示事項	40
①自己資本の充実度に関する事項	40
②信用リスクに関する事項	41
③信用リスク削減手法に関する事項	42
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	42
⑤証券化エクスポートジャーマーに関する事項	42
⑥出資等エクスポートジャーマーに関する事項	42
⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーマーに関する事項	42
⑧金利リスクに関する事項	42
ハ 定性的な開示事項	43
①自己資本調達手段の概要	43
②自己資本の充実度に関する評価方法の概要	43
③信用リスクに関する事項	43
④信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
⑥証券化エクスポートジャーマーに関する事項	43
⑦オペレーションリスクに関する事項	43
⑧出資等又は株式等エクスポートジャーマーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	44
⑨金利リスクに関する事項	44

店舗一覧

(令和6年7月1日現在)

①本店営業部



唐津市大名小路310番地の35

☎ (0955) 73-3105

②朝日町支店



唐津市朝日町1095

☎ (0955) 72-8271

③西唐津支店



唐津市西唐津2丁目6223-23

☎ (0955) 72-8341

④浜崎支店



唐津市浜玉町浜崎1269

☎ (0955) 56-6814

⑤相知支店



唐津市相知町相知1948

☎ (0955) 62-2555

⑥和多田支店



唐津市和多田南先石8-2

☎ (0955) 74-7101

⑦町田支店



唐津市町田1丁目8-3

☎ (0955) 74-4421

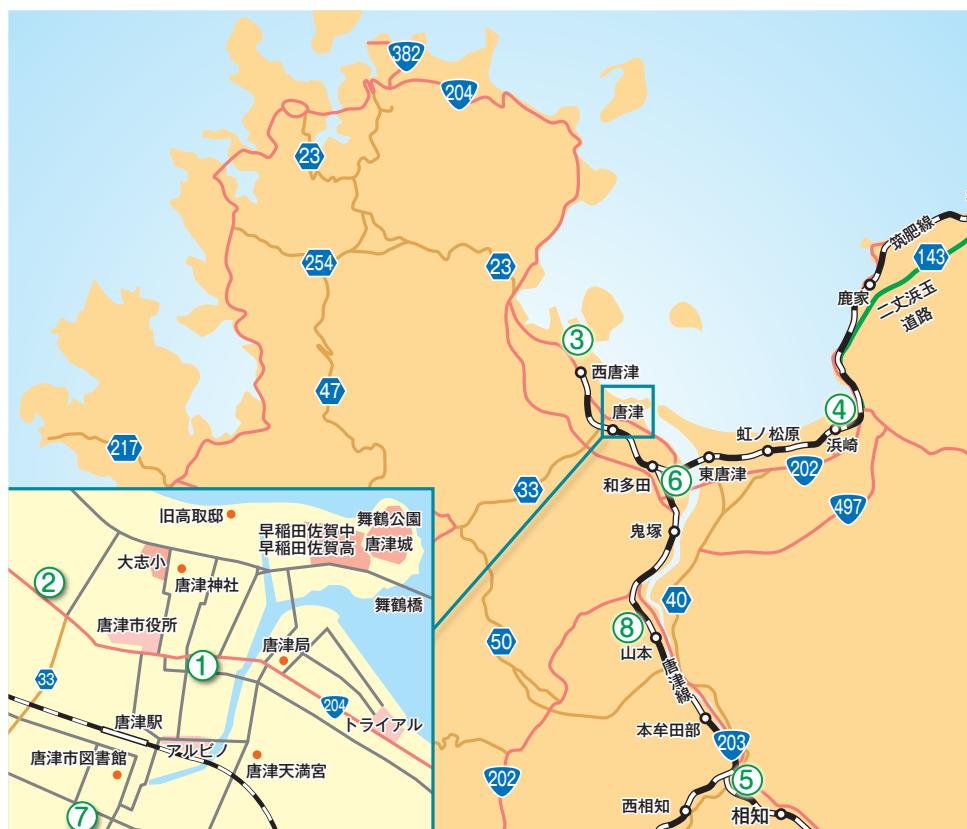
⑧山本支店



唐津市山本1502-3

☎ (0955) 78-1146

■店舗網



店外キャッシュコーナー

- まいづるショッピングプラザ 唐津市大名小路24-1
- まいづる999 唐津市町田2129-1
- イオン唐津店 唐津市鏡4671

【写真提供 唐津観光協会】

